DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

全日國	日本鐵勞働組合	東京都千代田區丸の内一ノ一	電話(24)一、六八九
			委員長 加藤閑(23)〇、〇三九
全國自治團體勞働組合協議會	東京都千代田區丸の内	都廳官房内	電話(33)六、二四八、二一五四、七、四四八
			會長 武藤武男 三一万
日本私鐵勞働組合總連合會	東京都港區芝高輪南町三〇		電話(43)一、一三一一五
			委員長 森口忠造 五〇万
全日本電氣産業勞働組合	東京都中央區築地五ノ一		電話(33)六、〇三九、一、一三四一八
			委員長 荒木正三郎 四六万
全日本海員組合	東京都港區芝海岸通三		電話(33)四、四四三(内)九〇二、九七二、九七九
			委員長 占部秀男 一三万
全國運信從業員組合	東京都台東區松清町淺草局内		電話(49)一、八三八
			委員長 藤田藤太郎 一二万
日本炭鑛勞働組合連合會	東京都千代田區神田三崎町二ノ二		電話(33)六、〇三九、一、一三四一八
			委員長 荒木正三郎 四六万
全日本教職員組合	東京都千代田區神田一ッ橋教育會館		電話(24)一、六八九 (23)〇、〇三九
			委員長 加藤閑男 四五万
全國鐵勞働組合連合會單一準備會	東京都千代田區丸の内一ノ一	運輸省内	電話(33)六、二四八、二一五四、七、四四八
			會長 武藤武男 三一万
日本炭鑛勞働組合連合會	東京都千代田區神田三崎町二ノ二		電話(43)一、一三一一五
			委員長 森口忠造 五〇万
全日本運輸勞働組合	東京都台東區松清町淺草局内		電話(84)九三、永四八、九六、岡四三、〇九、光七〇、沿九九二四
			委員長 藤田藤太郎 三〇万
全日本電氣産業勞働組合	東京都中央區築地五ノ一		電話(55)一、三九一、二、六五七
			委員長 藤田進 一四万六千
全日本海員組合	東京都港區芝海岸通三		電話(45)〇、七八九、二、八三六
			委員長 藤山壽 一四万五千
全國運信從業員組合	東京都台東區松清町淺草局内		電話(33)四、四四三(内)九〇二、九七二、九七九
			委員長 占部秀男 一三万
日本炭鑛勞働組合連合會單一準備會	東京都千代田區神田三崎町二ノ二		電話(49)一、八三八
			委員長 藤田藤太郎 一二万
全日本教職員組合	東京都千代田區神田一ッ橋教育會館		
全國鐵勞働組合連合會單一準備會	東京都千代田區丸の内一ノ一	運輸省内	
全日本鐵勞働組合連合會	東京都千代田區丸の内	都廳官房内	
日本私鐵勞働組合總連合會	東京都港區芝高輪南町三〇		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

全日本金屬鑛山勞働組合連合會
東京都港區芝三田功運町廿一 全鑛會館

全國蠶糸勞働組合連合會
東京都中央區京橋三ノ三 片倉ビル内

東京都勞働組合連合會
東京都千代田區丸の内 東京都廳内

全農林勞働組合協議會
東京都千代田區有樂町一丁目 農林省内

重電機勞働組合連合會
東京都品川區東大崎二丁目 明電舍内

全日本珐瑯勞働組合連合協議會
東京都港區新橋一ノ八 森ビル内

全日本放送勞働組合
東京都千代田區内幸町二ノ二

電話（45）四、六三八一九
委員長 原口準雄 七万五千

電話（56）四、八五四、三、一六一一九
委員長 小西壯 六万一千

電話（23）〇〇、五一八一一
委員長 重盛一二九一一（内）九七八
寿治 六万

電話（23）一、一五一一九（内）三三
委員長 有馬輝武 五万六千四百

電話（49）三、一五一一九、三、一六一一四
委員長 角田由平 二万

電話（57）〇、〇六七
委員長 一万

電話（57）七、七六一七〇（内）二三五、三三五
委員長 谷口久夫 六千八百

日本勞働組合總評議會準備會發行
發行人 宮生毅一
東京都港區三田四國町二番地六號

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

府と団体交渉をしつように持ち、政令四六一号の修正へと突いてゆく、

(三)参議員選挙戦を通じて宣伝戦を徹底的に行う

(四)三月斗争のしめくくり発展と云う点で、地方税反対斗争を斗争の中に具体的に打出し、これを参院選挙戦へと発展させる

2、原事務局長辞任の後処置について

四月八日、幹事及選対委員会議

参議員選挙を勝ちとるため、官公労に選挙対策委員会を持つことに決定、才一回会合を開き、選挙斗争は具体的に進展するに至った、

四月十日、幹事会

事務局長後任に全逓大出俊氏就任、

事務局次長昇任に伴う後任として、日教組大原伴五氏を決定、

(四月十日現在)

4 日本労仂組合總評議会

中ダン

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

連日交渉の結果表明した政府の態度は
国鉄――予算面資金より当該公社の資金があれば可能
専売――資金上可能なる故裁定に服する
他の公務員については「超勤」として予算の範囲内に於て支払う
これを中心にして妥議の結果
の関係大臣（坐りこみをも含めた実力的交渉、個別デモを行う）
(2)国会議員に対する工作を活発に行う
特に参院緑風会に力を注ぐこと
三月二十五日、浅井人事院総裁と会見
ベース改訂について人事院の積極的活動を促したが、相変らずにげまわり確答をさけた、
三月二十七日、増田官房長官に強力に交渉を行う
午后、緑風会との懇談会をひらき、我々の斗ひについて協力方を懇請した。
三月二十八日、幹事会に於て
(1)予算審議会の引のばし作戦
(2)その為の宣伝活動を活発に行う等を決定
三月三十一日、国会予算審議大詰めに近づきこれへ圧力をかけるべく大デモ（夜間）を行う
四月四日、委員長、幹事会の合同会議
人予算通過後の賃金問題解決策について、
(1)ベース改訂は補正予算にかゝるが、始まる前から斗争を開始する
(2)國鉄門題等未だ問題は多く残されているが一応三月斗争のしめくゝりとして、こゝ当面政

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三月七日、委員長、幹事会を開き予算通過の時期状勢の見透し、戰術等を詳細に見当した、

三月八日、一方野党懇談会を開きつつ、状勢を見当、予算委より野党総退場を行い予算委引のはしを策す

三月九日、人事院と最後的交渉を行い

イ、新給与に関しては現在の状態では人事院の権威は全く無視されたことを確認する

ロ、新給与実施に関する二六五号の法律にベース改訂とは全く別個なものであり此の事は人事委員会により徹底する

ハ、賞与制度はベース改訂と別個であることを確認するならば人事院は反対しない又公務員制度課も恐らく反対せぬであろう

ニ、予算通過後何らかの形で人事院は其の態度を明確にする

以上の四点を確認せしめた

午後五時より予算通過をねらい国会共斗の国会夜間デモに主力を結集し遂に予算通過を一日引のばすことに成功多大の成果をおさめた

三月十一日、総評議会結成、

三月十四日、国会デモ以来政府は国会共斗とは会はぬ旨発表とりあへず官公労として労働大臣と会見抗議すると共に以後の各大臣との会見アッセンを申入れた

三月十六日、再度労相と連絡し各大臣との面会を申入れ三月十七日三大臣会見実現を約せしむ、

十七日の三大臣会見内容は別途報告するが以上の如く官公庁関係の交渉の主体は今後次第に総年同様官公労に移るものと思はれる

三月二十三日、幹事会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二月十八日、数万を集めて労働者大会を開催、午后五時より官邸に於いて三大臣と会見ベース改訂に対する強力なる交渉を行つた

二月二十日、十八日の会見により結論を見ず再度の申入れを行ひ此の増田長官と会見、引続き交渉を行つた

二月二十一日、賃金委員会を召集し増田、鈴木両氏と再交渉を行う

二月二十二日、LSに於いてアメリカ国務省関係の極東問題に関する顧問サリバン氏と会見

現在の労働者の窮状を報告、各方面への連絡を要望した

二月二十四日、労農記者との懇談会を開き組合側との意見交換を行つた

二月二十五日、大蔵転組を中心とする組合側の予算修正案を作成検討した

二月二十七日、人事院総裁と会見再度人事院の奮起を要請す

二月二十八日、リード氏と会見組合側の予算修正案を提示強くベース改訂を要望す

三月一日、首相官邸に関係各省次官及び副官房長官と会見、詳細なる交渉を行ひ先日の池田、増田発言を徹底的に糾明、後日政府側からあらためて詳細なる解答をなさしめることを約す

三月三日、野党懇談会、マッコイ会見を行い再度協力を要望す、午后五時官公労として首相官邸夜間デモを行い政府側と交渉に入り其の間数名の負傷者を出し本年度初めての政府に対する偉大なる圧力とした

三月四日、前日に引続き大磯の吉田私邸にデモを行い又面会を求めた、

三月六日、自由党政調会と交渉、賃金制度、号俸引上げ等に努力することを約さしむ、

午后マッコイ氏会見を行い、マッカット氏との面会を要望したが種々の事情より面会を拒否する旨解答があつた、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ぬとの見解に到達し其の予算修正案は至清九原則によりドッヂプランのワク内で行はれるものでなければならぬとの意見を聞いた

二月十一日、参院面会所に於いて幹事会を開き前日のリード会見による予算修正案を野党連合により検討せしめる必要あることを確認申入れを各野党に行うことになった。

又大臣会見の手はじめとして先づ池田大蔵大臣に会見を申し入れてゐるのであるが八回の申入れに対して大臣が全く拒否し続けてゐるので私邸にデモを行うことを決定した

二月十三日、全逓を主体とする約二百名は午后五時より池田大臣私邸にデモを行ひ、夜十時すぎまで頑張り相当の成果を認めて引上げた

二月十四日、宮公労議長岡（日教組）氏は衆院予算口述人として宮公労案により徹底的に政府案を爆砕し多数議員の共鳴を得た

又午后三時、エーミス労働課長と会見所謂エーミス勧告なるものがあったが宮公労としては不満の意を表明充分検討の上再会見を約した。

二月十六日、委員長幹事合同会議を開きエーミス勧告に対する対策を提議基本線通り斗争を続けることを決定し其の決定をエーミス氏に申入れることゝなった。

又野党連合と予算案修正につき提議検討を行った。

二月十七日、エーミスヲ二次会見を行ひ既報の如く全く組合側の立場及び意見を諒承せしめ唯斗争手段としては合法的に行はれたい旨の要望があった。

又組合側の意見により政府交渉アッセンを即時エーミス氏が行った

午后五時、首相官邸に於いてエーミス氏アッセンの大臣会見（鈴木労働）を行ひ翌日池田、鈴木、増田会見を約す。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

◈ 官公労斗争経過報告

一、越年斗争

越年斗争の渦中に入り頭初は一応国会共斗の一環として斗はれたわけであるが十二月五日結成以来次第に斗争の中心は官公庁関係労組の手に移り海員、全鉱等のスト解決後は全く官公労が斗争の主体となり連日の如く斡旋会、委員長会議をもち十二月八日の全逓、日教組等の首相官邸坐り込みから各組合一斉にハンストに突入した十二月十七日をへて此れが收集及び二十一日の徹夜戦術会議迄数度に亘る交渉、官邸、國会デモ等すべての共同斗争の主体となつたのである。

二、ベース改訂斗争

新年を迎へ各労組とも其の主体性確立、オルグ等の関係から其の斗争態勢も又遅々たるものがあつたが先づ全専売、都市交通等の加入申入れがあり斗う全官公は官公労であるとの自信を深め又全食糧は全農地、全林野を併せて新全農林と改名、又全戝の解散による日戝の発展等をも併せ一月二十二日第一回斡事会を開きベース斗争への出発を誓つた

一月三十一日、夜間委員長会議を開き全逓の罷業権問題（地区代表者会議決定による）をめぐつて討論の結果、各労組共一応了解し申し合せとして此の事を国会共斗へ申入れることになつた。

二月九日、委員長、斡事合同会議を開き、官公労の申入れを通じ国会共斗ゼネスト宣言に至る経過を報告、二月二十七日を目途にスト態勢確立をめざして主体性をといのへることを決定した。

二月十日、人事院総裁と十時より交渉に入り政府のベース改訂拒否に対する人事院の態度を糾弾した。

又ＥＳＳ、リード課長と午后二時より会見、ベース改訂法案（社会党提出）の許可にならぬ理由を究明し結論として予算修正意見乃至は案を裏付けとするものであるならば許可出来るかも知れ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

◈ 官公労仝下組合

組合名	略稱	所在地	結式年月日	委員長	人員
日本教職員組合	日教組	千代田区神田一ノ橋 教育会館内	昭和二二、六、二〇	荒木正三郎	四六〇、〇〇〇
國鉄労働組合	國鉄	千代田区丸ノ内運輸省五階	昭和二二、六、六	加藤関男	四五〇、〇〇〇
全逓信従業員組合	全逓	台東区浅草田原町浅草局内	昭和二一、六、三〇	永岡光治	三〇〇、〇〇〇
全國自治団体労働組合協議会	自治労協	千代田区丸ノ内都庁内	昭和二四、二、二九	占部秀男	一三〇、〇〇〇
東京都労働組合連合会	都労連	千代田区丸ノ内都庁内	昭和二一、六、八	重盛寿治	六二、〇〇〇
全印刷庁労働組合	全印刷	北区西原二二五	昭和二一、四、一	横手行雄	八、五〇〇
大蔵省職員労働組合	大蔵	新宿区四谷本塩町一	昭和二〇、一一、二〇	多田英一	二、〇〇〇
日本専売職員労働組合	日専	千代田区代官町関東信越国税局内	昭和二五、一、二五	斉藤甚助	三〇、〇〇〇
新全農林労働組合協議会	新全農林	千代田区有楽町一丁目農地局事務局内	昭和二五、二、八	北村暢	五六、〇〇〇
日本都市交通労働組合連合会	都市交通	港区三田四国町一八	昭和二二、一、二六	岡本丑太郎	三二、七〇〇
全專売労働組合	全專売	品川区大井立会川町五六五	昭和二四、七、一	平林剛	三六、三〇〇

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第十三条　協議会に加入又は脱退しようとする組合は委員会の承認を経なければならない。

第十四条　協議会に加入した組合は加入の月から、脱退した組合は脱退した月迄権利を有し、義務を負う

附　則

第十五条　この規約は委員会の議を経なければ変更することができない

第十六条　この規約は昭和二十四年十二月五日から実施する

◎日本官公庁労働組合協議会（官公労）

議長	岡　三郎	（日教組）	幹事
副議長	佐藤　繁	（國鉄）	高橋　勇
〃	横川　正市	（全逓）	阿部　隆一
〃	柄沢　保	（大蔵）	北村　暢
〃	原　久夫	（日教組）	下里　敏雄
事務局長	大出　俊	（全逓）	八木　秀雄
事務局次長	和田　敏久	（日教組）	
幹事	高橋　正三	（國鉄）	
〃	大神　康雄	（全逓）	
〃	小野沢潔二	（自治労協）	
〃	井上　勲	（六都労連）	
〃	細田　直清	（全印刷）	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

議長は特に必要と認めた時は委員長会議を召集することが出来る。

（三〇）

役員

第七条　投議会に次の役員をおき、夫々業務を行ふ。

一、議長　一名　議長は投議会を代表する

二、副議長　三名　副議長は議長を補佐し又は代理する

三、事務局長　一名　事務局長は議長を補佐し事務局を統轄する

四、事務局次長　一名　事務局次長は事務局長を補佐し又は代理する

五、幹事　若干名　幹事は業務を執行する

六、監査委員　三名　監査委員は毎年五月、十一月の二回投議会の会計を監査する

但し必要ありと認めた時は隨時監査を行う、監査の結果は次の委員会に報告しなければならない。

第八条　役員は委員会に於て選出される

第九条　役員の任期は一ヶ年とする、但し再選を妨げない、欠員補充で就任したものゝ任期は前任者の残りの期間とする。

会計

第十条　投議会の経費は参加組合の負担金及び寄附金その他であてる

但し委員会で必要と認めた時は臨時に徴集することができる

第十一条　投議会の予算と決算は委員会の議を経なければならない。

第十二条　投議会の会計年度は毎年十二月一日から翌年十一月三十日迄とする

加入及脱退

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

3 日本官公庁労働組合協議会報告

◈ 日本官公庁労働組合協議会規約

第一条　この協議会は日本官公庁労働組合協議会、略称官公労（以下協議会という）といい事務所を東京都内に置く。

第二条　協議会は全國官公庁関係の組合を以て組織する。

第三条　協議会は参加組合相互の連絡提携をはかり、共通目標を達成することを目的とする。

但し参加組合の自主性を尊重する。

機　関

第四条　協議会に次の機関を置く

一、委員会

委員会は協議会の協議機関であつて参加組合から選ばれた各二名づつの委員と役員（監査委員を除く）とで構成し、毎月一回以上開く。

二、幹事会

幹事会は委員会の決定事項を執行し、参加組合から選ばれた各一名づつの幹事及び他の役員（監査役を除く）で構成し、必要に応じ隨時開く。

但し緊急に処理した事項は次の委員会に報告しその承認を受けなければならない。

第五条　会議はすべて議長が召集し、参加組合三分の二以上の出席で成立する、決議は原則として満場一致制とする。

第六条　委員会では必要と認めたときはこの協議会の中に専門委員会を設けることができる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

◎ 現在、国会の中心問題となっている地方税法改正法案に対する反対斗争を院内外相呼応して強力に展開している。この才一波として「地方税反対国民大会」を、農業水産団体、中小企業団体、消費者団体、婦人団体、地方自治団体と共催して十九日大々的にひらく。

（四月十五日現在）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

府資本家の猛反者を求めるとともに、根本的には、ドッヂラインの修正によって労資関係の安定を図ることが先決条件であると考えるものである。

一九五〇年四月十一日

国会共斗共同委員会

◎ 国会共斗は新しき段階に入った現在、新たなる共斗組織に発展的に移項し、その斗争態勢を強力する為、次の如き形の組織を再編成して臨むことに四月十三日の幹事会で一応決定し、十七日の第七回委員会に臨むこととなった。

（名　称）

（性　格）

六月の参議員選挙斗争対策を中心的斗争目的とし、これに各組合が進めつゝある政治的、経済的の諸斗争を結びつけて斗う共斗機関である

（構　成）

原則として現国会共斗参加組合をすべて直結して参加せしめる

（機　構）

一　決定機関として委員会を設け、委員一一二名を各構成団体より出す

（委員は全国的連合組織の組合に加盟している単産よりも出し得るものとする）

二　実行機関（緊急の場合委員会に代る）として常任委員会を設け、常任委員は委員会で選出する

三　この共斗機関の活動力の効果的発揮のために必要とする小委員会（戦術、企画、動員等）を設ける

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

未解決のまゝ四月に持ちこされ、反動予算の成立と共に斗争は春季斗争に入るに至った。

○ 三十の次

四月に至り、政府は权力者の力をかりて我々労働者の労働条件をそのまゝにして一方的に労資休戦を提唱し来った。これに対しわが国会共斗は次の如き態度でこれに臨んだ。

声明書

四月七日、総司令部労働課長エーミス氏の招請による労資代表会合の席上において、同氏よりの示唆及び労働省加来労政局長の発言に対し国会共斗は次の態度を明かにするものである。

一、労資がストライキを避けて円満な解決をはかることは、労働者の日常利益を守り、平和女民主的な日本の再建と、日本経済の復興に努力してきたわれわれが かねてより主張してきたところであった。

一、したがってエーミス課長の云々如く、団交や紛争処理機関を活用し、誠意をもって紛争の平和的解決を図るとともに、労働協約の早期締結には賛成するものであり、労働関係法規の改悪、賃下げ、首切り、工場閉鎖、協約破棄、仲裁々定のジューリン等を強行した政府、資本家こそその態度を改めるべきである。

一、政府、資本家がこの態度を改めない限り、平和的解決は極めて困難である。労働者の生活が安定する条件をつくらずして、現状のまゝでの労資協議会設置等は何等意味がない。

エーミス課長が云ったような「最近の斗争は主として総司令部の援助によって解決を見たし」或は「今后の斗争は先づ総司令部労働課か、地方民事部に相談するようにし」ということは、政府資本家が权力にすがって事を解決しようとしてきた現われである。われわれはこのことを指摘し、政

内の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ここにおいてわれわれは、更に強力なる斗いを決意すると共に、既定方針に則りあくまで要求貫徹の為、前途に横たわるあらゆる障害と苦難を克服して断乎斗い抜くであろうことを再び表明するものである。

右声明する

一九五〇年三月十一日

国会斗争共同委員会

二九の次

此の三ヶ月にわたる激烈なる斗争を通じて今下単産は次の如き成果を得た。

全鉱連 ①四月―九月までの賃金、男子成人坑外夫一月三〇〇―六〇〇円増收
但し、支払能力によって増收額三〇〇―六〇〇円を上下することはなげない
②増收額の支給方法
協定才二次の覚書を「基準賃金に繰入れるしに訂正

電産 ①四月以降の賃金は平均月額八、五〇〇円にするように努力する
②一―三月、一人平均三、八五〇円を臨時給与として支給する
③廿四年十―十二月一人平均三、〇〇〇円を支払う

専売―裁定額一億二千八〇〇万円（一人平均三、二〇〇円）を全額支給

炭労―強制調停中

然しながら、国鉄の才一、二次の仲裁々定、公務員の給与改訂の未解決、民間労組の電産の電気事業分断反対、炭労の調停案、海員の首切り、各労組の首切り、賃金引下げ、未払ひ等の諸問題が

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

尚貴君の強する自由にして民主的なる組合と、全く渾然一体となりつゝある日本の労働者諸君の旺盛なる斗志に一驚を喫して居ります。

世界自由労連と密接なる関係を持つ多くの人々が貴翰が送付されましたので、充分なる関心を持つて下さることを信じます。貴君が小生に送付されたと同じ様なる報告書を世界自由労連に加盟して居る各国の組合宛送付されるならば、期せずして絶大なる支持と協力を吝まぬであろうことを断言いたします。

特に貴翰の後段に詳述されてありました、貴組合が斗つて居られる今次斗争に我々の絶大なる後援を要請して居られますが、この件に関しては與う限りの方法を以て積極的に御援助申上げることをお誓いして結びの言葉といたします。

敬具

昭和二十五年三月十六日

AFL執行委員長　グリーン　拝

声明書

○　二十六の次

勤労大衆を偽瞞し、その犠牲の上にたつ独占資本擁護本位の二十五年度予算案は、全勤労者怒嗟のなかを、絶対多数の暴力をもつて遂に真理を蹂躙して、衆議院を通過し参議院に回附されるに至つた。

先にわれわれはこの反動性を指摘し、全労働者の総力を結集して、かかるデフレ予算打破による産業復興を標榜し、強力なる斗争を展開して来たのであるが、今や事態の進展は斗争の第二段階に入るに至つた。

トリ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

○十九の次

更に我々の斗争を国際自由労連並びに（A.F.L）（C-I-O）（TUC）に報告し、その積極的援助を求めた。これに対し、AFLからは次の如き激励の手紙をうけた。

（国会斗争共同委員会事務局長宛）

親愛なる菊川君へ

先日御送附頂きました貴翰、非常なる興味と関心のうちに拝読させて頂きました。貴君の所属される組合が、日本に於ける自由にして民主的なる組合の建設の為に非常なる努力を傾注されて居るとのこと、この点に関しては特に印象的なる報道であると存じます。

故、世界中、どこの国に於ても民主的なる組合組織を建設し、保ごしてゆくことは非常なる障害と困難の伴うということを過去の体験が如実に物語って居ります。

特に不当なる法律や、共産党及び政府の反動分子と斗い、これを克服してゆくということは極めて困難であるということは充分お察しすることが出来ます。

民主的なる組合の建設並維持の為の斗いは即、自由と民主々義を確立する為の斗いであります。その主要原則とその維持こそ世界自由労連の政策と目標に明確に規定されて居ります。

この大いなる主題を、日本を含む世界中の国々の民主的な労働運動のために、具現するためには大いなる勇気と斗志とが必要であります。

私達はこの経験をこのアメリカに於て味わって参りました。

私は貴君が私宛に送付されましたこの書翰を拝見して、御意見に賛成せざるを得ません。と申しますのは、貴組合と日本に於ける立法府並政府当局者との間に於て、その法律案及政策に関して充分斗って表たと云うことであり、この点については特に深い感動を受けました。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2、公務員の現在給与ベース（実質的な）を、七二四六円としたその内容に於いて、超過勤務手当を五一四円としているのは、法律違反を命じなければ算出出来ない数字であり、殺人的労働強化の上に立つたものである。

3　民間給与との比較において中小企業の賃金との比較のみにふれて、大企業の賃金との比較にふれていない。点も全く作為的である。

此処においてわれわれは憲法に保証された労働者の基本的生活権確保の為に、かゝる恣意的宣伝に迷わされることなく、あくまで要求貫徹の斗いをつゞけるものであり、その第一段階として人事院の給与ベース改訂の勧告を一応支持し、先に発表せる基本線に立つて、即時ベース改訂実現の為に断乎斗うものである。

右声明する

一九五〇年二月七日

○十七の次

二月二十二日までの宣伝活動次の如し

1、漫画展　十日　国会周辺

2、サンドウイッチマンによる宣伝戦　十一日、十二日

3、街頭演説

第一期　八日―十一日　都内十一ヶ所

第二期　十四日―十七日　都内五ヶ所

4、ポスター・ビラを作成　貼布

内の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ス　一昨年七月を基準時とする昨年七月の消費者物価指数（C.P.I.）は三〇％、実態生計費（C.P.S）は三七％、民間賃金（毎月勤労統計工業平均）は七二％夫々上昇していることが明らかな限り、公務員の実質賃金の低下は明白であり、政府の主張の低米価、低賃金、重税の経済政策よりみても、偽瞞の外何ものでもない。

3、民間賃金との差は毎月勤労統計よりみても二〇〇〇円以上の差があり、たとへ政府は減税、増配等より生計費を軽減するとしても、それは公務員のみを対象とするものでない限り、民間給与との差には何等変更はない。

(二)　政府は人事院勧告を実施するには更に六〇〇億の予算を必要とするといっている点、給与所得税のはね返りを見れば三八五億で賄えるものである。又これが実施には増税或は鉄道運賃、通信料金の値上げ、或は又二割前後の行政整理をなさねばならぬとして与論の支持の切崩策と公務員の脅迫をはかっているが、われわれはその悪辣な態度に憤激を覚えるのみである。更にこの程度の予算は枠内操作により出来るものであり、改訂をなせば減税及び均衡財政並びにこれに基く金融政策の調和、運営が著しく阻害を来す云々といっているが、この独占金融資本に奉仕する財政々策を改めてこそ勤労大衆の希望に副うものといえよう。

(三)　政府は物価との関係を述べているが、物価への減税或は生活必需物資の増配による生計費の軽減も国民の既に信用するところのものではない。

(四)　政府の掲げる資料は一貫性なく、仮想の然も一方的に偏した標準の上に立ち事実を歪曲するも甚だしいと云わざるを得ない。

イ、政府の資料にあらわれている平均家族構成五人は、公務員の実態平均家族二・六人と比較すれば余りにも懸隔あり、公務員の家計はかえって上昇するのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

更に政府は我々の正当な要求に対して、これをごまかさんとして偽瞞的給与白書を二月四日発表した、国会共斗にては直ちにこれをとりあげ、我々の態度次の如く鮮明にして反ゲキを加えた。

政府給与白書に対する反駁声明

国会斗争共同委員会

政府は二月三日給与白書を発表して公務員の給与ベースは改訂せずとの方針を強引に宣伝している。

この給与白書は一般勤労階級の犠牲の上に立つた大資本家擁護の政府の一貫した政策のあらわれで、法律を無視し、然も信憑性のない資料をもつて「ベース改訂を行えば、経済安定が不可能になる」というが如きは甚だしく国民を偽瞞するものであり、民主的労組の結集体としてのわれわれ国会斗争共同委員会や下五二〇万労働者の断じて納得の出来ないところである。以下その不合理性の主なる点をあげて指摘すれば

(一) 政府は実質賃金が向上しつゝあり且つ民間給与との差も極めて僅少であるとしているが、法律的に、又政府の作成せる経済諸指数よりしても明かに矛盾と偽瞞にみちている。即ち

イ 政府は現行給与制度が昨年三月より実施せられたが故に、それを以て実質賃金指数の基準時としているが、新給与実施法二六五号第三十二条は一昨年十二月一日から適用すると規定し、同法第一条は人事院の勧告した給与計画を原則的に承認するとあり、更に勧告は算定基準を一昨年七月であることを明記している。それ故実質的にも形式的にも一昨年七月を基準時とすべきは当然であり、政府の態度は自らの手で自らの作つた法律を蹂躙せんとする態度に外ならない。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

二、九七〇〇ベース即時実施
三、国鉄専売裁定の完全実施
四、官公労組の団交権、罷業権の奪還
五、低米価と地方重税反対
六、賃下げ首切り絶対反対

のスローガンを決定、爾来一致協力して基本的人権の確立と生活権確保のために斗い続けて来た。

しかしながら、この間政府は、法律に基く国鉄専売の仲裁裁定を蹂りんする挙に出、且つ人事院勧告による公務員給与ベース改訂さえも拒否する態度を示し、自から立案した法律を自からの手で踏みにじるという暴挙を重ねて行いつつある。かかる政府の行動は、一昨年七月のマ書簡が、罷業権なくとも公務員の生活権は保障される、と述べている趣旨とも全く背馳するものであると云わざるを得ない。又、これは政府の一貫して流れる反労働者的政策のあらわれでもあり、われわれ労働者に対する明白な挑戦である。

ことこゝに至つてわれわれの憤激は爆発点に達した。われわれは、われわれの切実な要求に基く生活权を確保するためには、もはや全下全組織を挙げてのゼネスト態勢によつて斗う以外に、現反動吉田内閣を反省せしめ、その目的を達する途はないとの重大な決意をするに至つた。

われわれは、一切を挙げてこの斗争方針遂行のために、その態勢を急速に整備し、政府の出方を厳重に監視しつゝ、何時なりとも断乎として起つであろうことを声明する。かくて不測の事態発生することありとすれば、その責任の一切は、あくまでその態度を改めない限り、吉田内閣にあるものである。

右声明す。

一九五〇年二月六日

国会斗争共同委員会

（一九）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

十六の次

第三回委員会において状勢分析の結果次の如き結論を得た。

今期国会における斗争方針

(一) 現状勢のもとにおいては、もはや国会斗争共同委員会今下全組合員あげてのゼネスト体勢にもつて行かない限り、今次斗争の目的を期する途はない。この決意を固める必要がある。

(二) ゼネストは最も効果ある時期に　何時でも断行出来る様、直ちに準備する。

(三) 具体的戦術は　状勢に応じて委員会より各組合に指示し、各組合はこれに基いて指令する。

(四) 宣伝戦の一切を斗争の基本線にそつてゼネスト体勢の整備に集中し　強力に展開する。

(五) この斗争の意図するところは、あくまで労働者の切実な要求実現を目的とする経済斗争にあることを明にし　権力斗争の横すべりを警戒し　極左の便乗撹乱策動を絶対排除する。

(六) スト権を剝奪されている公務員、公共企業体労働者の斗争を孤立させない様に、民間労組の斗争でこれを包み　宜つ各民間労組の斗争が夫々関連を失つて崩れることのない様にする。

(七) 二月二十三日を目標として体勢を完了する。

同日左の声明書を発表した。

声　明　書

今や吉田内閣は、低賃金、労働強化、低米価　不当悪税を基本とする反動政策の強行によつて、労働者の一方的犠牲と大衆收奪の上に、資本家的経済再建を達成せんと　われわれにせまつている。

国会斗争共同委員会に結集するわれわれ三十四民主的労働組合は、さきに

一　デフレ予算の打破による産業復興

内の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

國会斗爭共同委員会経過報告（追加挿入）

十二の次

第一回の委員会を前後として共斗事務局は強化され活発なすべり出しをみるに至った。

（機　構）

（五、四名）

委員会（各單産一名の代表者並幹事）―幹事会（三十名）（主要單産より選出）―事務局

（事務局構成表）

（一）

事務局長――次　長（総同盟 柳本義雄　電産 竹馬副委員長）

（国鉄 荒川副委員長）

（二）

（部　長）　　事務員

企画部（海員 和田春生）

渉外部（全逓 大仲康雄）

情宣部（日教組 宮之原貞光）

組織統制部（都労連 鈴木八郎）　（総同盟日教組 国鉄 炭労）

財政部（全逓同 高橋重雄）

（参加組合）

総同盟　日教組　国鉄　新産別　全日労　炭労　電産　全鉱連　私鉄総連　海員　全逓従　都労連

全進同盟　全専売　都市交通　官公労　全日通　自治労協　全委系　硫労連　全不産　日財　全印

刷　通信共斗　全映演　農地労　農政協　全食糧　日教労　重電キ　六都労協　全食品　全医療

以上三十三單産約五二〇万

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

NO 16

つ口公共斗は最右の収拾の状況に到達した。昨秋より半年を経る位みどろの斗争の中からは既に日本労働組合総評議会の結成を見、戦線統一の偉大なる歩武は進められ口公共斗自体のカンパニヤも終止符を打つべき段階に到達した。口公共斗は第七回共斗委員会を開催しその方向を決定することゝなつた。

国公共斗中央の運営方針（斗争会議）第七回共斗委員会資料

一、情勢分析

1 国公共斗中央各組織は、大衆的な体制に応じて今次三月斗争を斗つて来た。

2 しかれわれの斗いにも拘らず、二十五年度予算は口民の共論を無視し、米党絶対多数の横暴をつて改訂実施を通過せしめた。

3 給与ベース改訂については全鉱、電産、全専売一部その実現を見、給与ベース改訂の突破口を作り得たが全体的にはやはりその即時実現は極めて困難な情勢にあり、然も口公共斗中央各組合には それぞれ未解決の問題が多く残されている。

4 ドッジラインは極めて強固であり、今次斗争は全国的に長期化するであろうが、われわれはあくまで、この斗争を戦力に続けるべきである。

5 今后斗争の展開、発展、中央、企業内闘争は深刻化する中に於いておそれられることは必至である。

6 従つて われわれは長期にわたる共斗組織を確立しなければならない。

二 国公共斗の今後などうすべきか

1. 共同斗争の精神に徹し斗争激化による組合を強立せしめざる所更に強力な斗いに発展せしめる

2. 二の斗争の必然性を下部組織に浸透し、更に共斗体制を整備する

3. 二の斗争の過程において協議会共斗を斗いとる

4. 国公共斗は新たな共斗段階に移行する

5. 移行の過程において公務員のとるべき態度に於いて

6. 口公共斗の地方組織は 斗争員に於いて

以上

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

NO 15

又動吉田政府の経済を足せるものである。われわれは政府の反動諸政策打破のスローガンを黄徹に最後の決断と行動をもつて斗うことを決意し、需求欲の如き団結と強力東京なる実力行動をもつて斗い今日に及んだ。この間 縷述と反動に化している政府並に、これに結託せる財本家陣営も、最近われわれの至当な攻撃の前に漸くその動揺の色を深くし、その陣営の一角が崩れ始めた来た。即ち 政府は野党を通じ、資本家連盟は全総連同志の要求に屈せざるを得ない立場に追い込まれ、又炭労 電産を初め 民間労働者 官公労同志の斗いも敵陣営を圧倒しつゝ、まり一段に日鉄労二次裁決は之等に拍車をかけており、今やわれわれの勝利への曙光は見えてきたのである。

ここに於いて、われわれ労働者 全鉱 日鉄同志諸君の団結を突破口として炭労、電産の同志諸君の英雄的斗争を孤立化させることなく 勇敢に立ち上り、次々と斗争の成果を積み重ね より広汎な斗争を組織して より強力果敢な斗いを展開してゆくことのみが奇策への道であることを確認しなければならない。

政府並に反動資本家陣営は動揺し始めて来たとはいえ、未だ強靭にして強大なる力をもつており、われわれの完全なる勝利には 今後幾多の難関が予想されるであろうが、前途に横たわるあらゆる障害を克服して、あくまで斗い抜くものである。右決議する。

一九五〇年三月二十五日

日会斗争実行委員会

三十 日会共斗の迫い込みは効を奏し予算審議中の参院に対する強力な圧力となつた。三月三十一日には再び政府の予算通過をねらう暴力化に対する夜間日会デモを決行、野党側を奮い立たせ遂に三日間の空白期間をおく未曾有の予算審議の過程を起出するに至らしめた。

だがこゝに参院での予算成立の四月三日を機に新らしい段階に突入し 種々の問題を残しつ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

頑強に我々の要求を圧殺すべく、指揮しつゝある日至建の動向に集中されて居る、貴方にして向後貴方の言動を改めなければ依て生ずる一切の事態に関する責任は貴方にある事を銘記すべきである。我々日会共斗参加の各単産は基本的人権確立、生活権確保のため重大なる決意の決意の基に長期に亘る実力行使に訴えて居る。斯る事態は我々といえども大いなる社会問題として黙過しあたわず、貴政府に対し日会共斗参加組合員五二〇万の名に於いて最重抗議する。

一九五〇年三月十八日　日会斗争共同委員会

日経連前田一殿

二十八、三月二十日専売裁定が一頃実全実施の勝利を全専売肥川幹事より報告を受けた。日会共斗は双手をもつて凱歌を挙げた、これは先の全鉱一時金獲得と日鉄労二次裁定提示等々に次ぐ偉大なる成果であつた、突破口が開かれ沼気づいた日会共斗は政府との交渉を再開給与べース改訂の猛烈極まる交渉戦を展開二十一日より参院に対する予算審議に激烈な陳情波状デモを敢行した。

二十九　そして三月二十五日一歩づつ築く橋頭堡を更に進展せしめるため既定方針通り皇居前広場で一大デモンストレーションを決行し次の如き決議をなし日会に向つて一大デモ行進を三度行つた。

決議文

動労大衆を偽瀆しそのギセイの上に立つ独占資本擁護本位の二十五年度予算案は、全労働者怨嗟の中に衆議院を通過し　今々参議院において最終的審議の段階にある。

こゝにおいて、われわれ日会斗争共同委員会に結集せる五二〇万組織労働者は、再び労働者大会を開き　要求貫徹の斗いをあくまで斗い抜く不退転の決意を内外に表明すると共に、反

NO 14

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

六　議員及びその私宅宛のハガキ戦術、口公議員宿舎周辺への参議院議員選挙目標の街頭議員に対する警告ポスター貼布戦術を各組合毎に行う。

七　その他の手段については従前通りに準に応じて幹事会で決定実施する。

二十七　三月十八日国会共斗幹事会は政府と一連のつながりをもつ日経連に対し、全鉱、炭労等民間労組に対する侮慢な言動を改めない限り今右に任ずる一切の責任は日経連側にあることを警告する旨の抗議文を幹事代表は日経連本部に手交した。

抗　議　文

資本家階級の戦線統一代表たる日経連は資本家的利潤追求に狂奔するの余り労働者に対する破廉恥極まる攻勢を企図しつゝある。即ち客観情勢に便乗し、口際資本擁護の為に労働組合改悪、賃金引下げ、低賃金での釘付けを策するのみではあき足らず、代償及動労力を駆使し正常なる組合活動の破壊、組織の分裂、合法的至当斗争の弾圧、労働組合法の改悪等を強行しつゝある。他方農民に対しては低米価を強制し安定恐慌の積極的推進によって中小商工業を崩潰にひんせしめ、敗戦日本社会に対して無限大の暴虐を働きつゝありその結果労働者農民を含む口民大衆を極度の貧窮に陥れた半面、金融独占資本のみは莫大な利潤をあげている、この利潤が口民大衆のギセイに於て強奪されたものであることを口民大衆は自己の生活体験からハッキリ知っている

資方が速かに過去の罪悪を改悛し、人权並びに労働权の尊重、適正な労資関係の樹立、勤労大衆の生活改善に努力される事こそ望ましい、斯が資政策たる産業復興資本家的至当再建方式はむしろ敗戦日本の自立再建の代りに階級斗争の焦点と化せしめんとするものにほかならない。今や民間労組の憤怒に燃えた視線は、団体交渉の相手たる産業別至当者の背後にあって

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

NO 12

二十三　国会共斗第五回共斗委員会は次の如く確認　愈々斗争は最高潮に突入した。
「三月三日より遂次実力行使に入り、七日を目標に最高潮に達する様各組合は、主体的条件
に応じ、最高度の戦術を展開する」
二十四　七日より全鉱スト突入　八日炭労、電産大々スト突入等斗争は激しい様相を呈して行つ
た。全専売を先頭とする官公労の違法斗争も熾烈化し拡充したが、この間時相官邸　大蔵私
邸の対方に押しかける共斗全下の組合員遂に未曾有の国会夜間デモを三月九日夜決行一万五
千の組合員は桁外れの予算審議に一大圧力をかけた。
二十五　中央に於ける激化する斗争に呼応し日共共斗に結びつく地方の動きが新次活発しつゝあ
る共斗本部に連絡あつた地方共斗組織は次の如くであつた。
岩手、群馬　秋田　新潟　御茶川　愛知　大阪　福岡　鹿児島、佐賀　奈良、大分
二十六　三月十日衆院を予算衆政府原案通り通過してより新段階に突入して第六回共斗委員会を
招集次の如く決定した。
一、既定方針通り現在斗争の条件をもつている組合は、早急ヒ山を盛り上がるよう最大の努
力を挿ウ
二　第二段階斗争の日の目標期日を三月二十二日頃に置く
三　三月二十二日正午より一時間以上、全下全組合は、全国下部組織一斉ヒ職場大会を開催
四　連日各組の職場動員デモを波状的に行う、時宜に応じて動員デモをすわり込み戦術に
発展させる。（行動具体策斗争委一任）
五　三月二十五日午後二時デモ出発の予定で労働者大会を皇居前広場で開くこの労働者大
会はブタイ等を設けず専ら大動員に主力を注ぐ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

NO 11

一　我々のベース改訂斗争は各組合のやむにやまれぬ立場から、必然的に集約されたものであつて二月六日の声明もこの見地に立つて出されたものである。

二　右の趣旨による我々の斗争は、特定の政治的意図に基くものでなく生活权確保の切実な要求によるものであるから、事態解決の要諦は政府が速に当面するベース改訂に対して具体的策を講ずることにある。

三　従つて現段階においては、六日付の声明を撤回しその態度を変更すべき必要を認めないと判断する

四　各組合は既定方針に副つて、それぞれの組合の主体条件に基き最大限の斗争力を発揮し得る様に全力をつくす。

五　今后の具体的な方針は、情勢の進展に即応し決定する。

二十一　既に数回の口会共斗中下組合の動員連絡会議をもつた。二月十八日午后者大会準備は、第四回共斗委員会（二月十六日）でその最終的決定をなし、二月十八日午后一時より皇居前広場に於いて一大示威を行つた。当日八万の動員力を発揮した。口会共斗は試事堂を包囲する一大デモを敢行した。尚、總蹶起大会は既定方針通り斗争を押し進める決議を万場一致決定し斗争意識をいやが上にも奮い立たせた。

二十二　總蹶起労働者大会以后、愈々盛り上つた五二〇万組合員大衆の斗争意想を集約しつゝある各組合は、それぞれの斗争主体性確立に努力すると共に、引続き連夜戦術会議を開催しその調整を行いつゝあり、一方口会での予算審議ではその結論の時期を三月初旬にづらしたためゼネスト決行の時期判断について口会共斗は二月二十七日第五回共斗委員会を招集したがこゝに斗いは最后的段階に突入したのである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

三 デモストレーションヨシ

(イ) 労働者大会開催

△出発 イ 日時 二月十八日午後一時 ロ 場所 皇居前広場

△地方 二月十五日より十九日迄の間に全国八ケ所に於て近県代表参集のもと

に大会開催

(ロ) 全 デ モ

△ 東京裁判判決の出た日に、口会周辺に終業后（午后五時）より大動員をかける。口会議事堂を包囲し、かゝり火をたいて夜間デモを行う。

△ 斗争中口会の進行と睨み合せて随時動員を行い圧力をかける。

十八 院内情勢を口会共斗のゼネスト態勢声明右斗争の進行に最も効果ありしむるため、堅党連合（社党、民主、労農、新政協、社革の各派）との共斗打合せ会を二月八日開催、口会共斗のゼネスト声明を行つた上場を徹底し院内での緊密な連繋を密にすることの申合せを行った。

十九 國会共斗は二月六日声明について二月十日、カナダタイムス AP、UP、ロンドンタイムス、ニューヨークタイムス等外口大新聞社記者団との会見を行い、日本の労働情勢と口会共斗がゼネスト決行決意に至るいきさつを説明し種々意見交換を行った。この時のニュースが十日夜、在野各口に飛電 外口朝野に重大関心を与え外口の与論は折返し總司令部に反映、エーミス氏忠告となつて現はれた。

二十 共斗幹事会は二月十四日より戦術委員会として連夜協議を行いつゝあるが、エーミス氏忠告後白熱的激論の末 二月十七日次の様な決定確認を行つた。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

十四　連日常駐幹事会は院内における政府与党えの圧力をかけ強硬な交渉を行いつゝあつた。共斗幹事会は専売裁定実施要求のため一月二十八日超動指令を断行、口会にデモをかける全専売の斗争を強化にかるため共斗動員指令第一号を発し五千名の大動員を行い時仏大臣其の他与党試案に裁定実施の要求をした。

十五　口会共斗代表は一月三十日、二月一日の両日増田官房長官、民自党広川幹事長との会見専売裁定実施、地方公務員法反対　人事院勧告の実施等について強硬な交渉を展開したが政府側の不誠意な回答により物別れとなつた。

十六　各単産の斗争過程による斗争戦術の集約を一任されていた共斗幹事会は第三回共斗委以右、宣伝戦の強化を図るべく東京都内各所に於いて毛頭切つて展開されている全専売街頭宣伝に同調、大衆に訴えると共に　二月一日二日の両日口会共斗戦術会議を開催しその結論を二月五日の第三回共斗委員会に上程、　終始熱烈なそして激烈な討論ののち現情勢のもとに於いては、もはや口会斗争共闘委員会今下全組合員挙げてのゼネスト体制にもつて行かない限り、今次斗争の目的を達する途はないことを確認し何時にても断行できる様各単産は、この基本線にそつて全組合員の意識を昂揚させ　速急に態勢を確立することを決定しこれに基くゼネスト態勢宣言を二日六日公表し政府の心胆を寒からしめた。

十七　口会共斗がかつてない重大な決意を声明し今次斗争方針決定以来　組合員大衆の斗争意欲の高揚に対内対外宣伝強化及び早急斗争態勢確立をめざしこの様な具体的行動を展開して行つた。

(一)　民間紙えの掲載、青東新聞紙発行、　職場大会開催　オルグ派遣等を実施する。

(二)　宣伝活動を徹底的に展開する

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(ハ) 幹事の反逆により、事務局長（一名）事務局次長（二名）しを送出する。

(ニ) 其の他

(イ) 事務局は、事務局長、次長、幹事、事務員をもつて構成する。

(ロ) 役員、幹事は登録制とし現在の共斗事務局に届け出る。

(ハ) 財政部を独立し二名程度の会計員を置き処理して行く

十二、新年早々政府と給与ベース改訂について交渉を行いつゝあつた国会共斗は一月十三日第一回共斗委員会を開催、斗争方針について次の如き決論を出した。

一、斗争目標について（スローガン）

イ、デフレ予算の打破による産業復興

ロ、九七億円べース即時実施

ハ、国鉄、専売民営の完全実施

ニ、官公労組の団交権、罷業権の奪還

ホ、低米価と地方重税反対

ヘ、憲法改悪絶対反対

其の他、斗争の見通し、斗争戦術等を種々検討した。

十三、第一回共斗委員会以后、院内外の斗争を進めつゝあつた日本共斗は各単産の斗争を集約し具体的斗争戦術をとる必要に迫られ第二回共斗委員会を一月二十四日開催した。各単産の斗争状況を報告し、斗争のシボリや戦術については幹事会一任とした。

尚、日本社会党内部大会において分裂事態を起したことに対して第二回共斗委は社会党内部に影響されることなく要求貫徹に斗い抜くことを決議した。

NO 8

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

労働者の基本的権利を侵害せんとする政府の反動的意図が明かにされた今日に於いては当然の事である。われわれは本次斗争に示した自らの力を信じ、さらに団結を強化してその態勢を整え、堅持する要求の一切を貫徹するまで　政府に対し飽く迄も斗争を続けるものである。右宣言する

昭和二十四年十二月二十二日　　國会斗争共同委員会

十一　第二次斗争宣言発表の翌日（十二月二十三日）国会共斗は参加単産委員会議を招集し、新年以降の国会共斗組織強化を協議、次の如き決定を行った。

(一)　国会共斗委員会

(イ)（構　成）

参加三十三単産代表（委員長　副委員長　書記長）三十三名と幹事一七名により構成

(ロ)（性　格）

委員会は各単産決定事項の調整を図り、調整した結論に対しては責任を持って共同斗争を推進する。

(ハ)（運　営）

委員会は週一回開催するが、特に重要な場合には委員会の代表者により交渉を行う。

国会共斗幹事会（常駐）

(イ)　幹事会は常駐とする

(ロ)　幹事は次の単産より一名宛選出する（十七名）

国鉄　全逓信　日教組　自治労協　総同盟　都労連　全逓同盟　都市交通　炭労

全鉱　海員　私鉄総連　全電通　全日通　新産別　全日労

（以下　　）

（イ）　幹事会は常駐（二名）を選出する

No. 1

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

十　政府は吾々の斗争に屈し糊塗的な数字でごまかした臨時年末手当支給法律案を国会に上程して来たこれが衆院に於ける十二月二十一日本会議で採決の結果（一五大票対八九票）で政府原案通り可決、同じく採決された国鉄裁定一部実施案は衆院では（一八大票対一〇一票）で政府原案通り可決、参院は裁定尊重の決議をするに至った。かくて十二月二十二日国会共斗は本質的にベースアップでの斗争に移行する新段階を認識、第二次共斗宣言を次の如く発表

第二次共同斗争宣言

われわれは、さきに斗争宣言を発して政府の不誠意を衝き、その反省を促すと共に、われわれの決意を内外に宣言してここに一旬、この間、可能な限りの努力を重ねて政府並に国会に当ってきた。

然るに权威ある国鉄裁定はふみにじられ、人事院勧告はかえりみられずわれわれにもたらされた三千円を前後する年末手当という糊塗的数字に対しては全く不満である。しかしながらこの斗争の体験を通じて、われわれの取得した成果は　その数字的　物量的なものとは別に大きいものがある。即ち均衡予算保持の假面にかくれて、その超保守的政策を維持強行せんとする現政府の反動性を根底からゆすぶり　労組法　公務員法　公労法修正の足場とベース改訂　実質賃金向上への突破口をいわき、一方それぞれ異った要求を持ち、力を異にする約三十三単産五百二十万労働者が大同の前に小異を捨て、戦線統一に大きな前進を遂げたのである。この事実こそは何よりも大きな収穫であり、今後の斗争を推進する最大の力となるであろう。斗いは総べてこれからであり限りなく繰返され続くのである。このことは新聞の論説が挙ってベース改訂の必然性を強調し、世論がこれを支持し、又実質賃金の確保を主張する民間諸労組の要求が、なお切実であり、さらに地方公務員法を制定して、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

NO 5

共同斗争宣言

民主的労働組合を結集し、五百二十万組合員の総意によつて斗争を進めてきたわれわれが、常に堅持し、貫き通してきた建設的にして、合法的な斗争も、政府の不誠意によつて、ことごとくじゅうりんされ、その要求の一切はまだ実現の見通しさえつかない。

年末は迫り朝迫した生活の実情は、われわれ労働者を死活の間に置いている。

われわれはこの打開のためにも、合法的斗争の可能な限り凡ゆる努力を払い隠忍自重して今日に及んだ。然るに政府の態度は依然として改まらず、ハンストによる死の抗議に対しても冷然たる態度を以て臨んでいる。われわれは、さきに声明書を発して政府の反省を求めると共に、われわれの態度を明らかにしたが、今にして政府が自らを省み、誠意を以て事態の解決に当ることを依然として怠るならば、われわれの合法斗争も其の限界を越り、盛り上る労働者の斗争が今後如何なる事態に導かれ、果してその収拾が可能かどうか、全く責任を負えない段階に立ち至るであろう。このことはハンストの決意を固める組合が相つぎ、これに呼応する一般労組の実力行使態勢も既に整備され、数組合が十六日を期してストライキに突入する事態にあることによつて明らかであろう。

われわれは、ここに重大なる警告を発し、五百二十万組合員の総力を結集し、新なる決意と行動をもつて今後の斗争をすすめることを宣言する。

昭和二十四年十二月十五日

九・政府は口公共斗に対して十二月二十日院内で吉田総理との正式会見申入れを民自党広川幹事長より連絡せしめてきたが口公共斗は諸般の事情が政府の反動性が強硬なるとの判断にもとずき会見を拒否あくまで斗争を続けることに決した。

口公斗争共闘委員会

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

を明らかにしたため遂に國会共斗の主導斗爭力は賃金ベース改訂の斗爭方向に集約されて行った。そして總同盟は國会共斗分下として十一月九日政府に重大警告を発した。

五　聖覺側の口会共斗と協力しての院内外の斗爭は遂に第大臣時口会会期を一週間延長せざるを得ない政府の決意を翻せしめた。そして五十九件に亘る上程法案をやっとのことで五十三件可決という状態であった。

六、十二月二日に至り第七通常口会を前にして口鉄仲裁々定提示、人事院勧告が発表されるに及んで給与問題は越年とかわんで大きくクローズアップされ、政府を窮地に陥とし入れた。

裁定、勧告と合法的足場を獲得した口会共斗は給与ベース改訂の年末攻勢を展開した。

七　十二月十日は再び口会共斗は皇居前広場で「要求貫徹労働者大会」を開催年の瀬を前にして一大斗爭結集のデモンストレーションを行行した他方政府の給与改訂拒否と年末手当支出拒否に対する斗爭戦術委員会を開催し十六日以降具体的実力行使の段階とすることを決定した。

尚要求貫徹労働者大会決議のスローガンは次の如くである。

一　民主労働組合の即時結集

一　六三ベース作成引上げ

一　越年資金即時支給

一　吉田内閣即時退陣

八　闘争は遂に十二月十五日共闘斗爭宣言を発表統一ある行動を展開することになった。

首相官邸は日教組を先頭に連日数百名の組合員が押しかけ、国鉄のハンストに続いて民間労組は実力行使に突入、海員の十六日ぶりの停船スト、全鉱、私鉄総連、電産の実力行使準備指令、労働の実力行使声明等斗爭の盛り上りは政府その多角的攻勢となって熾烈化して行った。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

11 確安価格差補給金の廃止　一本価格の反対
12 ホーキサイドの価格引下げ
13 小運送事業の社会化促進
14 生産費を保証する農産物価の設定　いも類保付賦償補助金の即時支給
15 私鉄企業の防衛と社会化促進
16 放送事業の自主制確保
17 専売企業民営化反対
18 文化を破壊する入場税の即時軽減
19 最低賃金制の確立　給与所得税及地方税大幅軽減
20 賃金切下げ首切り工場閉鎖絶対反対
21 一切の弾圧諸法規即時撤廃　労働関係諸法規の改正
22 失業対策の確立、社会保障の拡充、勤労者住宅の大量建設
23 反動吉田内閣即時退陣

三　労働者大会の決議せる具体的要求項目をもつて院内外に於ける熾烈な斗争を展開しつゝあつた国会共斗は準ム局を構成し参院内社会党政調会室を準ム局として各政党各常任委員会に対し強力な要求貫徹活動を展開して行つた。そして放送法案を流産させ専売民営化を粉砕し地方公ム員法を陽の目も見ない圧殺を行い他面各単産の請願要求に対する各政党文の切きかけが懸命に行われた。

四　この様な法案斗争は吉田政府の反動性にぶつかりつゝもジリジリに押われたが十一月八日行われた吉田首相が国会に於ける施政演説について国家公ム員の給与ベース又可処分の方針

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

同盟より教育の制度が望まれ十月三日遂に民主的労組を一丸とした國会斗爭共同委員会の結成を見たのであつた。そして第大臣時國会開会當日一大デモストレーションを展開することになりそれぞれ各労組の要求を掲げて十月三十日産業再建対國会要求労働者大会國会斗爭共同委員会に結集された三十三組織の統一要求項目二十三項を決定、國会に対し一大要求斗爭の決意を開始した。

二　産業再建対國会要求労働者大会

十月三十日午前十時より皇居前広場に於いて國会共斗主催の一大デモストレーションを開き、各単産の國会えぶちつける要求項目を大会で決定した。折柄、ドッチ公使来朝中で、政府に対する要求決議手交と共にドッチ氏にも國会共斗代表を派遣して現政府の態度に現はれているドッチラインの緩和修正を要請した。尚産業再建対國会要求労働者大会で決定した統一要求決議項目は次の如き事項である。

1　産業を破壊する電気事業分割絶対反対、社会化促進
2　石炭計画生産廃止反対、石炭國管廃止絶対反対
3　金属鉱業政策の確立促進
4　通信復興予算を増額せよ、
5　電源開発、火力発電の増強　鉄道の電化の促進
6　新学制完全実施、教育予算の増額
7　貿易の打破　海運の再建
8　地方公務員法反対
9　六三制実ベースの即時引上げ
10　反動官僚の追放、官庁民主化の徹底　定員法、国家公務員法の修正

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

NO 1

國会共斗発足の経過

一九四九年夏、第四回国会での天下の悪法定員法に対する反対斗争が激烈果敢に斗はれたその斗争の過中より強圧の組合支配傾向を挑し終戦以来より日本労働運動の[illegible]当由なる再建運動のくすぶりが爆発、国鉄再建斗争を皮切りに同年秋は、民主的労働運動にとつて苦斗の連続が漸くにして花を開き結実して民主的労働運動の指導方針が大衆の圧倒的支持のもとに確実され、日本労働運動の主導権が民主的労働組合の手中に帰した。

そしてこの民主的労働組合は吉田反動政府に対する生活斗争を激烈に展開しその座台背をゆすぶる斗いに発展して行つた。この間、国鉄職員大斗争の中から国鉄再建共斗会議（国鉄、総同盟、新産別等）が組織され、他面これに次いで石炭統制の撤廃、電気事業分断、鉱業政策確立と謂う共同スローガンをもつて三産共斗会議（略称三共斗）（炭労、電産、全鉱）で斗い、更に全官公労組国会対同連絡会が二・一スト以来官公労組の中に起りつゝあつた民主化運動により民主的労組として再建し、日教組、正統派全逓（現全逓従組）、印刷庁労組、大蔵職組等によつて組織せらるゝに至つて共斗力の組織が確立された。

この頃吉田反動政府の衆参両本会議掌握の立場を強行し、当切り、議下げ、工場閉鎖、労働強化と一方的な労働階級の犠牲を強い、そして全ずまりの現家とその深刻化は失業の洪水と社会不安を醸成するに及んでは、定員法による首切り以来各労組の悲鳴叫びと国民大衆の怨嗟の声が臨時国会早期開催の与論となり政治問題化されるに至り吉田政府は遂に十月二十五日第六臨時国会を招集することになつた。

第六臨時国会を間近かに控えた民主的労組間で国会斗争の重要性を認識し、大国会斗争共斗カンパの始動が国鉄再建共斗会議、三共斗会議、全官公労組国会協同連絡会を中心に九月下

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2 國会斗爭共同委員会

（一九四九年十月より一九五〇年四月まで）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

日本労働組合總評議会組織図解

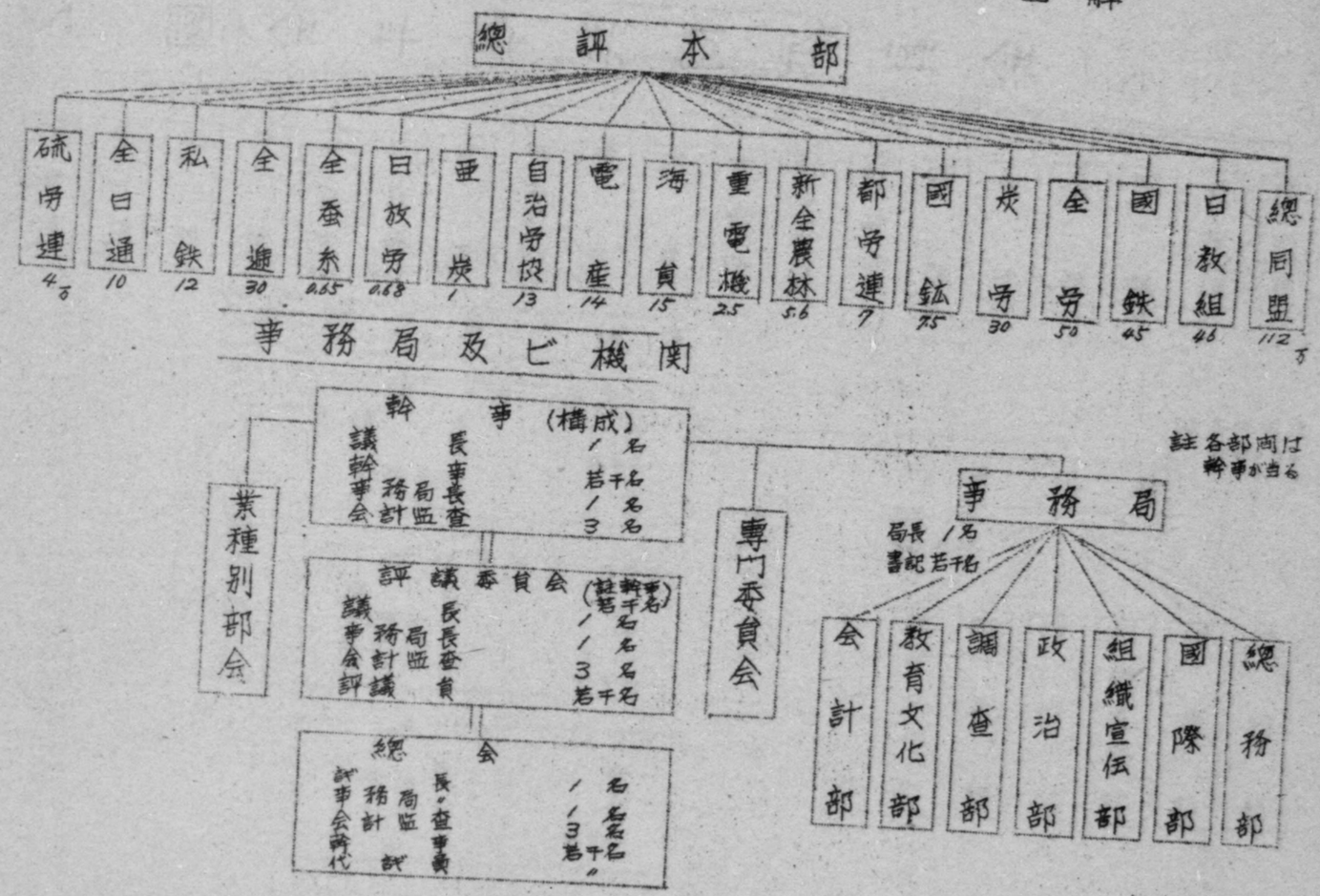

（以）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(六) 日本官公庁労働組合協議会組織図解

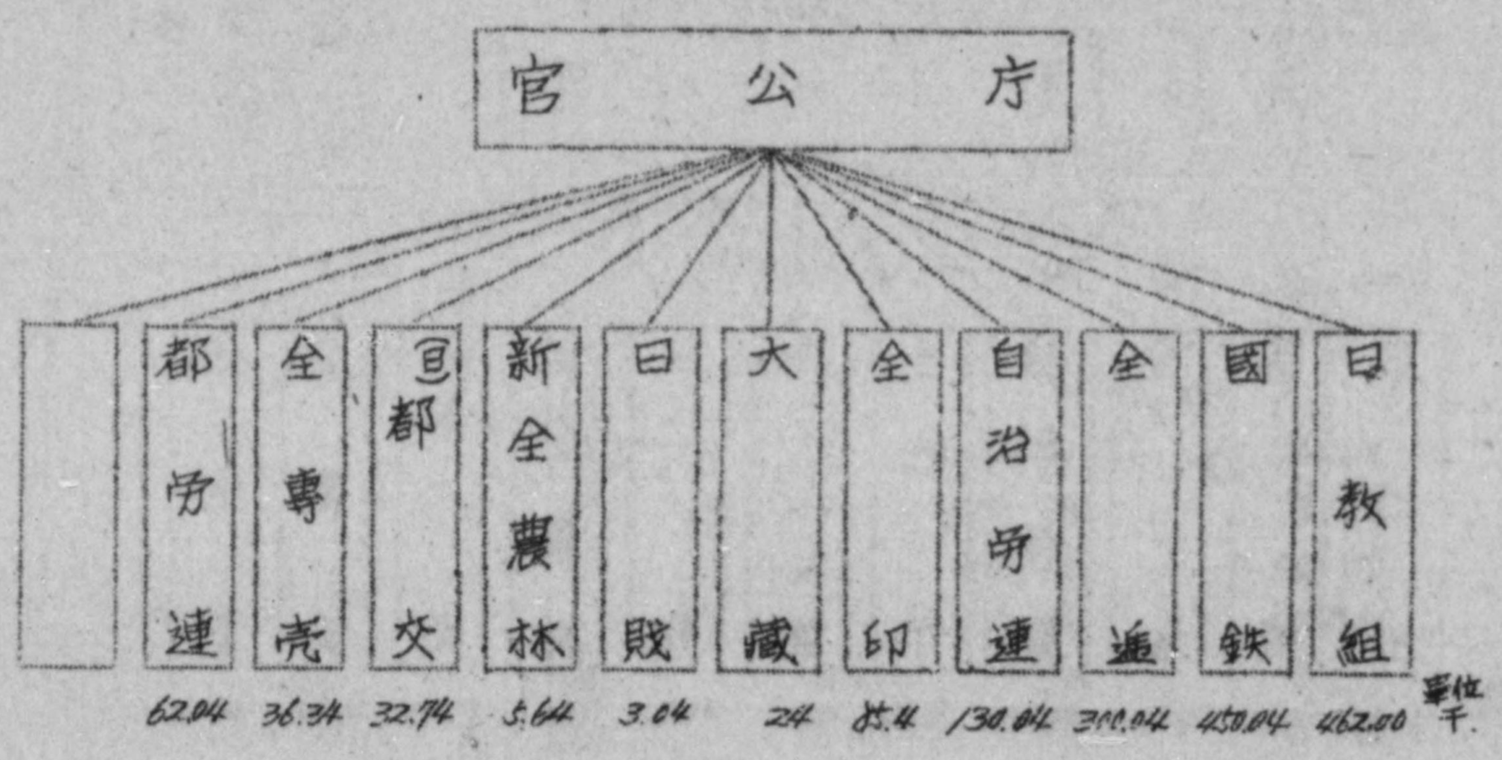

機関及構成

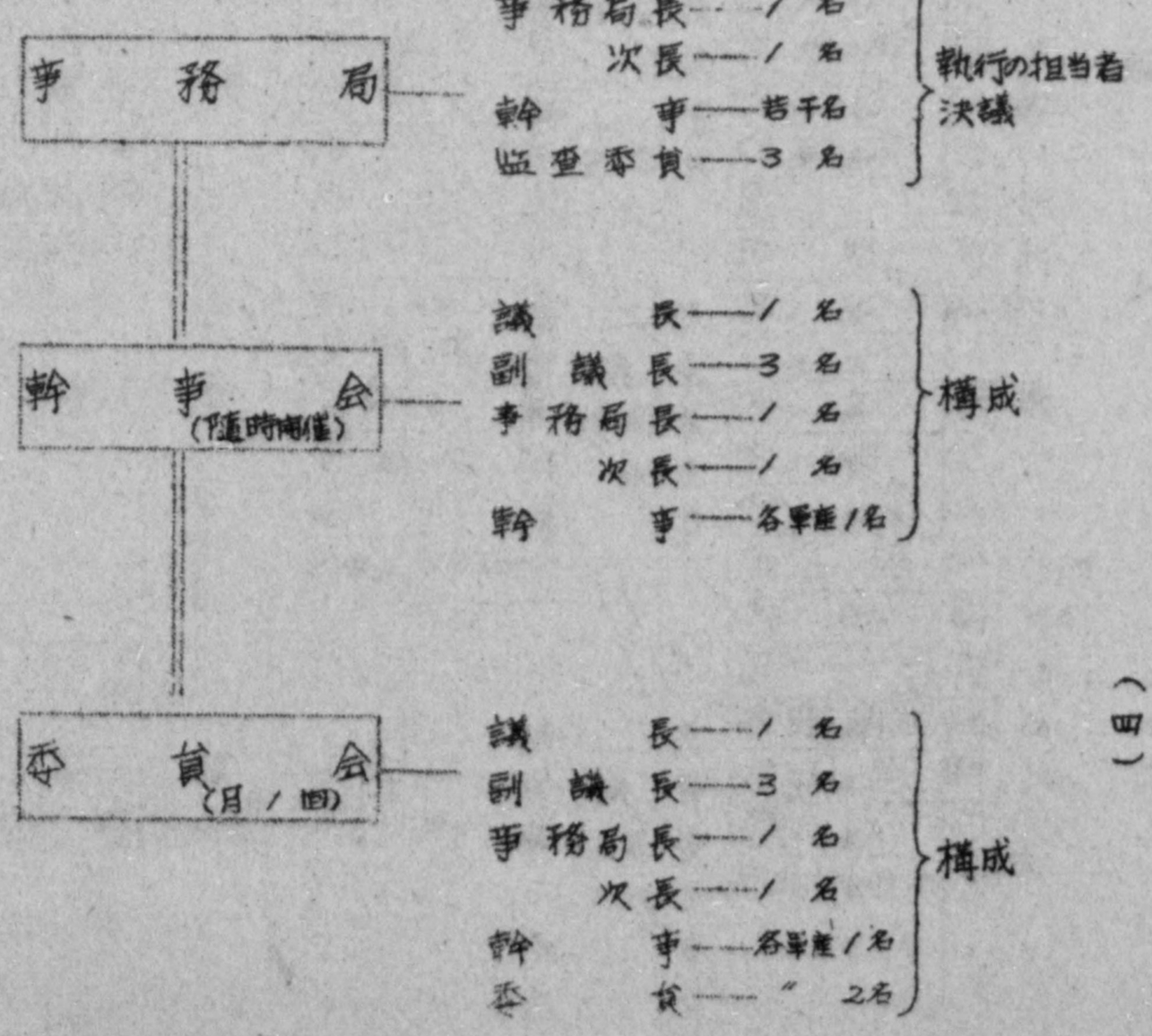

國会共斗組織一覧表

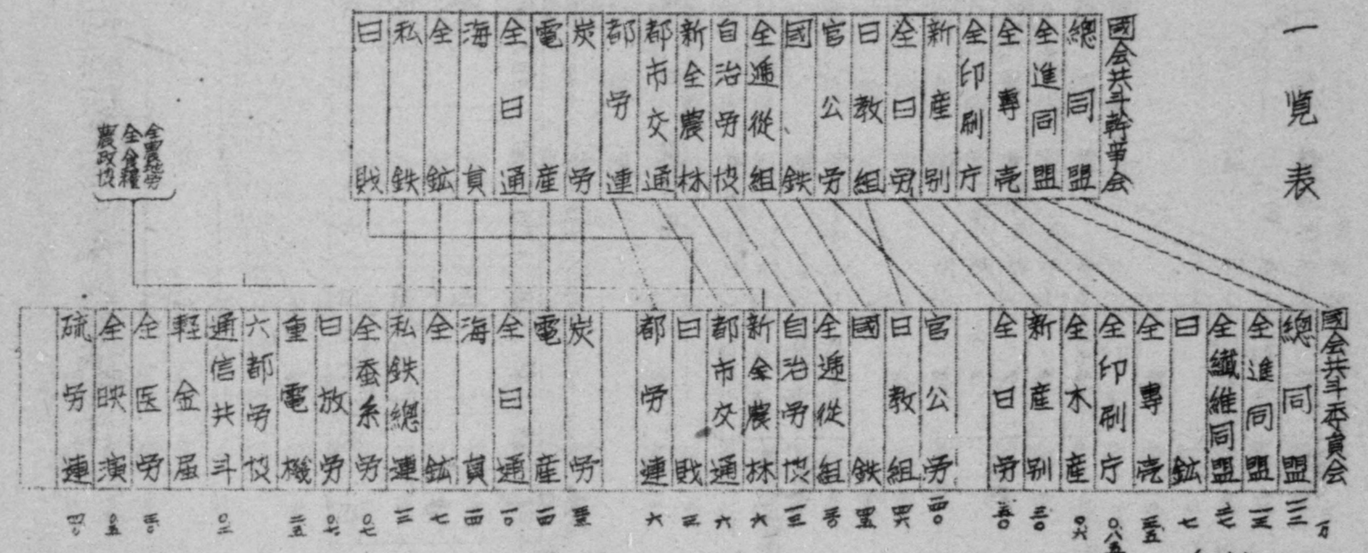

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

不當馘首者と救援申請者數

	縣名	馘首者（25.3.20.迄の報告） 小學校	中學校	高等學校	大學	特殊	幼	計	救援申請者（25.3.20現在）
	北海道	7	11	8	—			26	
東北6	青森								6
	秋田	15	18	10	4	—	—	47	7
	岩手	5	6	2	—	—	—	13	
	山形	9	8	2				19	2
	宮城	9	10	4				23	8
	福島	3	8	3				14	10
関東8	栃木	5	1	9		1		16	
	茨城	6	10					16	12
	群馬	13	20	5				38	7
	埼玉								
	千葉								
	東京	153	68	24	57		1	303	3
	神奈川								
	山梨								
北陸5	新潟	3	3		休1			7	
	長野	6	11	4				21	
	富山	2	2	3				7	1
	石川	2	2	4				8	
	福井								1
東海4	静岡	30	20	17				67	3
	愛知	10	12	7				29	
	岐阜	2	2					4	
	三重	8	11	11				30	4
近畿	滋賀								
	京都							27	17
	奈良	1	1	5				7	3
	和歌山								

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

北陸 5	新潟	3	3		休1			7	
	長野	6	11	4				21	
	富山	2	2	3				7	1
	石川	2	2	4				8	
	福井								
東海 4	靜岡	30	20	17				67	1
	愛知	10	12	7				29	3
	岐阜	2	2					4	
	三重	8	11	11				30	4
近畿 6	滋賀								
	京都								
	奈良	1	1	5				27	17
	和歌山	2	3	1				7	3
	大阪							6	
	兵庫	11	8	5		1		97	
中國 5	鳥取	1	3	3				25	
	岡山							7	1
	島根	1	8	2					
	広島	9	11	2				11	1
	山口	4	3					22	
四國 4	香川	1	2					7	
	徳島							3	2
	愛媛								
	高知								1
九州 7	福岡	6	3	2	2			13	
	佐賀	9	1	6				16	3
	長崎	5	4	3				12	
	大分	4	1	7				12	
	熊本	21	13	2		1		37	
	宮崎	2	2	2				6	6
	鹿児島			2				2	1
合計		360	286	155	65	3	1	998	99

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NND NO. 775013

1. 日教組組織現状

1950.4 現在

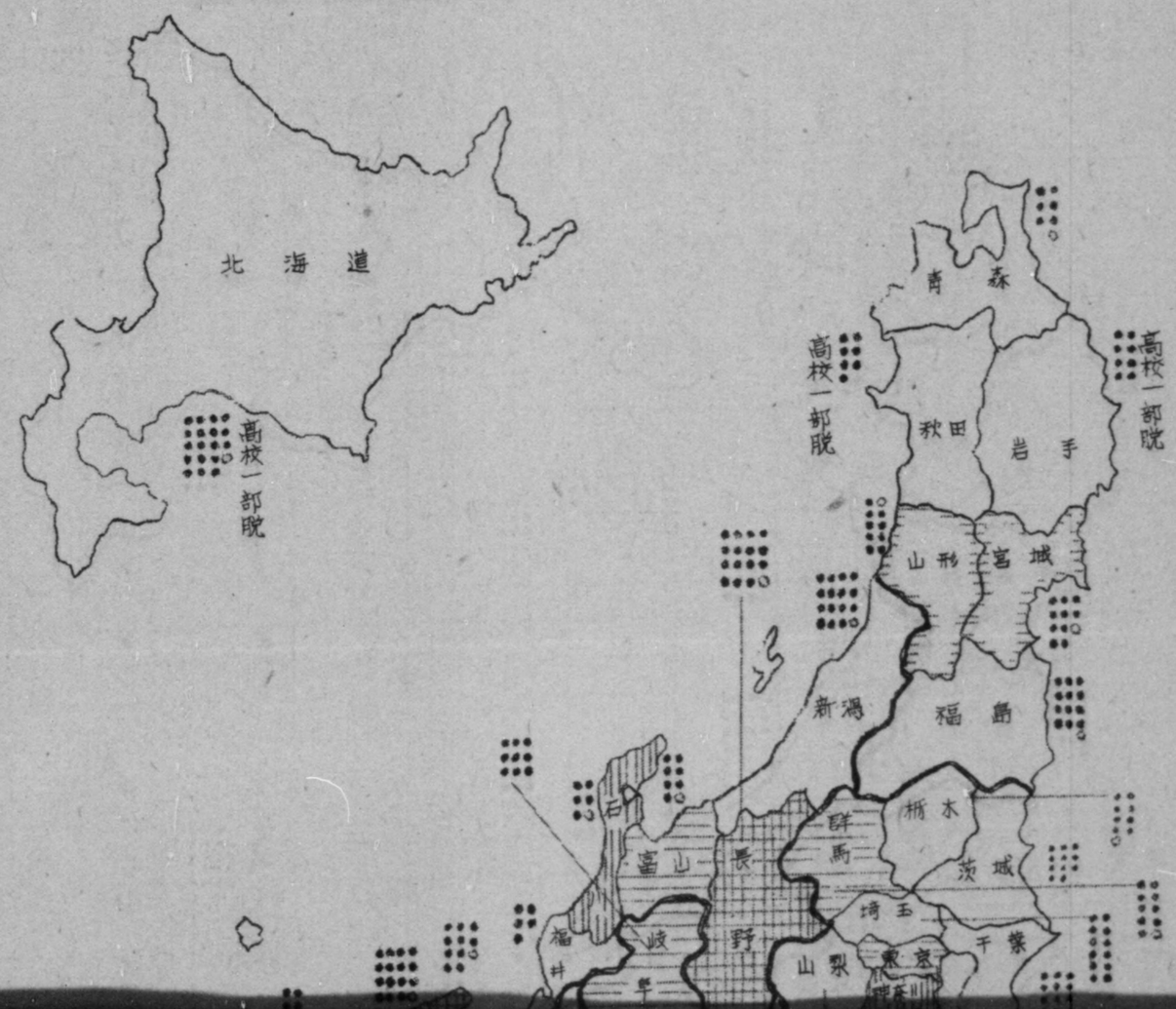

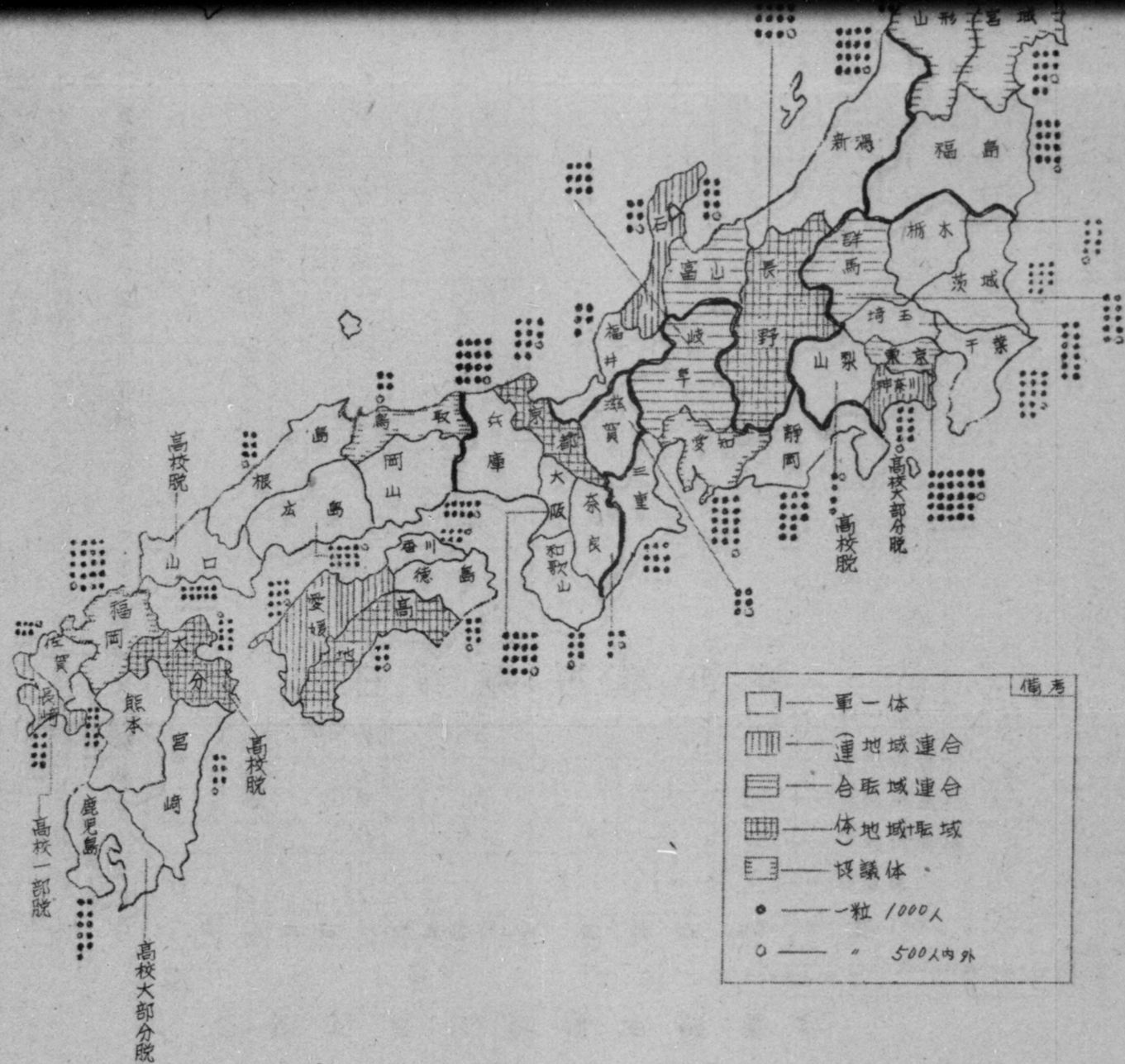

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Material distributed at the Seventh Convention of Japan Teachers' Union

May 1950.

Reports concerned with structure dept.

1. Present situation of Japan T. U.
2. Diet Strike Cooperative Committee
3. Consultative Conference of labor unions of Japan governmental and public agencies
4. Meeting of Councillors of Japan Labor Union
5. International federation of free labor unions
6. Preparatory meeting of the 21st May Day.

(455)

第七回大会資料

経過報告

組織部関係

1 日教組組織現況

——不当馘首者救援申請者数——

2 國会斗争共同委員会

3 日本官公庁労働組合協議会

4 日本労働組合總評議会

5 國際自由労働連合

6 第二十一回メーデー準備会

日本教職員組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Revised points of the law concerned with salary at the seventh Diet.

(Material distributed at the 7th Convention of the Japan Teachers' Union)

45-3

第七大会資料

香川縣琴平町公会堂

第七国会に於ける給与関係法令の改正点

日本教職員組合

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、給与法

（主要改正点）1.この法律の施行は公布の日（二五・四・三）からで、適用は二十五年四月一日から になつている。

2.効力を昭和二十六年三月三十一日迄延ばした。

3.実施機関としての新給与実施本部を廃して、人事院が之に当る。従つて新給与実施本部関係の條項は削除された。

4.公共企業体関係労働法の適用を受ける国鉄の給与規定を削除した。

	現行	改正
要項		
名称	政府職員の新給与実施に関する法律 昭和二十三年　法律第二六五号	一般職の職員の給与に関する法律 昭和二十五年四月三日　法律第九五号
目的及び効力	一條（前略）その人事及び給与に関する方針の統一を図るため、昭和二十三年十二月一日附で人事院が国会及び内閣に対し勧告した給与計画を原則的に承認し、これに基きて以下略）	一條「昭和二十三年以下……これに基き」まで削除
	2.この法律のすべての規定は、昭和二十五年三月三十一日（法律をもつてそれ以前の期日を定めたときは、その期日）限り	2.昭和二十六年三月三十一日（削除）
	3.第九條の規定	3.第六條の規定

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	二條二	第九條に規定する
	大	新給与実施本部が給与についてなした決定に対する職員の異議
実施機関	三條	その目的を達成するため内閣總理大臣の所轄の下に、臨時に新給与実施本部を置く。
	四條五條	
	六條	「第八條」
俸給	七條	
	八條	「第九條」「第十九條」
	2	「第十五條」「第十八條」
	九條2、二	鉄道現業職員給別俸給表（別表第五）
	4	「第二十八條」「第二十九條」「第三十四條」
	一〇條二一條	
	一二條一三條一四條	
俸給の調整額	一五條	「第九條」
扶養手当	一六條	
勤務地手当	一七條	
特殊勤務手当	一八條	

	二條二	第六條に規定する
	大	第二十一條の規定による職員の苦情
	二條七	その責に任ずること
		削除
	三條	第五條「この法律の定めるところに従い…計算するものとする」は削除
	四條	
	五條	「第六條」「第十四條」
	2	「第十條」「第十三條」
	六條	鉄道現業職員の俸給表は削除
		「第三十二條」「第三十三條」「附則第四項」
		削除
	七條八條九條	
	十條	「第六條」
	十一條	
	十二條	
	十三條	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一週間の勤務時間	一九條		
給与の減額	二〇條	「第二十四條」	
超勤手当	二一條	「第二十四條」	
休日給	二二條	「第二十四條」	
夜勤手当	二三條	「第二十四條」	
一時間当りの給与額	二四條		
俸給の更正決定	二五條	「新給与実施部長」「第十二條の規定により」「第九條又は第十條」	
審査の請求	二六條2	「新給与実施本部長」 〃	
	二七條	〃	
非常勤職員	二八條 二九條		
給与表及び別俸の検討	三〇條		
罰則	三一條		
附則	三二條	「この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。昭和二十三年会計年度……差し	

一四條			
十五條	「第十九條」		
十六條	「第十九條」		
十七條	「第十九條」		
十八條	「第十九條」		
十九條			
二〇條	「人事院」「削除」「第六條」		
二一條2	「人事院」 〃 〃		
二二條	削除		
二三條			
二四條			
二五條			
二六條			
二七條			
二八條			
二九條			
三〇條			
三一條1	「この法律は公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。」		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	引いたものとする。	
三三條	「昭和二十三年十二月一日以後において、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）又は國会職員法第二十五條及び同條の規定による國会職員給与規程の規定に基いて職員に支給された給与に、この法律による給与の内拂とみなす。」	2 「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号」の規定に基いてなされた給与に関する決定その他の手続はこの法律による給与の規定に基いてなされたものとみなす。
三四條		削除
三五條		3 政府職員の新給与実施に関する法律第十條第三項の規定による俸給を受けていた職員の俸給は、この法律の適用後に於ても引き下げられることはない。又その者が同一の職務の級にある間は昇給しない。
三六條	「第十九條」	4
三七條		5 「第十四條」
三八條		削除
三九條		6
		7 政府職員の新給与実施に関する法律の規定に基き発せられた政令、人事院規則その他

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	の命令は、この法律に基き発せられたものとみなす。
三七條 「第十四條」を「第九條」に改める。	8 『政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第九條」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條」に改める』
三八條	削除

二、恩給法（参議院審議中）

恩給法関係についても、第七回会に「恩給法等の一部を改正する法律案」が提出され、衆議院を通過し、目下参議院で審議中であるが、予算五十六億は一般会計予算で通過しているし、その他の條項に於ても修正なく参議院を通過する見込である。尚恩給法の一部改正中には警察官、海上保安官、消防職員、特定郵便局長、公立図書館の職員、都道府県職員、都道府県立少年教護院の職員、特別職、裁判官並びに検察官等に関するものまで一切含んでいて、広汎多岐に渉っているので、これらの詳細は別の機会に譲って、ここにはわれわれ教育職員に関する部面のみを抜粋して掲げる。

（主要改正点）1 六三ベースに適応するように恩給の計算基礎になる俸給（仮定俸給）額をスライドアップした。

2 多額所得による恩給停止の特例の枠が広まった。

3 増加恩給又は傷病年金の家族加給が上った。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

4 準教育職員に恩給法が適用されることになつた。

5 公立学校の事務職員及び技術職員が、教育職員として恩給法二十二條の適用を受けることになつた。

6 公立の図書館長、司書、司書補、書記も右と同じ。

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部改正

要項	現行	
	條項	
行政処分に対する救済	一三條3	削除
一時扶助料	八三條3	第五項	第四項
効力	八三條二	人事委員会規則	人事院規則
別表一号表(二)三分の一百を加算すべきもの	東京都八丈島島 宋像郡沖島	東京都八丈島島 宋像郡沖島 糸島郡島嶋子島 静岡縣加茂郡神子元島

二 恩給法臨時特例（昭和二十三年法律第百九十号）の一部改正

目的	一條2	人事委員会規則	人事院規則
停止の特例	三條1	「一万五千円」「十五万円」「十六万五千円」「十八万円」「二十四万円」「三十万円」	「三万円」「二十万円」「二十三万円」「二十六万円」「三十五万円」「四十五万円」
	2	第九條及び第十條	第九條から第十條七までの一部改正
増加恩給家族加給	七條	二千四百円	四千八百円

三 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部改正

附則	十條	1
	○職員となつた場合には	○職員となつた場合（その公務員が引き続いて公務

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

○従前の身分のまゝ

員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合を含む）には

○文部大臣として

2 文教育委員会の教育長又は教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第四十五條に規定する職員

3 第一項の規定により恩給法第十二條、第十六條、第十八條又は第五十九條の規定を準用する場合に於ては、國庫から俸給を受ける公務員、國庫から俸給を受ける公務員とみなされる者又は同法第十二條第二号に掲げる公立学校以外の公立学校若しくは公立図書館の職員が前項各号に掲げる職員となつたときは、その職員はこれを國庫から俸給を受ける者とみなし、都道府県から俸給を受ける公務員、都道府県から俸給を受ける公務員とみなされる者又は同法第十二條第二号に掲げる公立学校の職員が、前項各号に掲げる職員となつたときは、その職員は現にこれに俸給を給する都道府県から俸給を受ける者とみなす。

4 都道府県から俸給を受ける者のうち、前項の規定に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

より國庫から俸給を受ける者とみなされる者の恩給法第五十九條の規定の準用により國庫に納付すべき金額は、俸給の支拂をする際その支拂をする吏員がこれを控除し、その計算を明らかにする仕訳書を添附して、毎翌月十日までにこれを歳入徴收官に納付しなければならない。

七條教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）の一部改正	引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合（その地方事務官が引き続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十二條に規定する教育職員若しくは準教育職員又はこれらの職員とみなされる者として在職し、更に引き続き公立学校の事務職員若しくは技術職員となつた場合を含む）には、これを同法第二十二條第一項に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。
附則 公十條	引き続き当該公立学校の事務職員となつた場合には、これを従前の身分のまゝ勤続するものとみなし、当分の間これに恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定を準用する。
八條教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部改正	
附則 三十二條	○公務員 ○引き続き公立の学校の職員となつた場合には
	○公務員又は準公務員 ○引き続き公立の学校の職員となつた場合（その公務員又は準公務員が引き続き同法第十九條に規定

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

する公務員若しくは準公務員又はこれらの者とみなされる者として在職し、更に引き続き公立の学校の職員となつた場合を含む）には

○教育職員又は準教育職員

2 前項の公立の学校の職員とは、左の各号に掲げる者をいう。

一 公立の大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することを要する講師又は助手

二 公立の高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭

三 公立の中学校、小学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭

四 第二号に掲げる学校の常時勤務に服することを要する講師

五 第三号に掲げる学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師

3 第一項の規定を適用する場合においては、前項第一号から第三号までに掲げる職員は、恩給法第二十二条第一項に規定する教育職員とみなし、前項第四号

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

及び第五号に掲げる職員は、同法第二十二條第二項に規定する準教育職員とみなす。			
九條恩給法の一部を改正する法律（昭和八年法律第五十号）の一部改正	附則 十條	附則	
削除			
	施行期日		
恩給年額の改定			
1			
この法律は公布の日から施行する。但し、第二條中恩給法臨時特例第三條の改正規定は、昭和二十五年七月分の恩給から適用し（後略）			
2			
昭和二十三年十一月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、旧特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の規定による俸給を受けたもの、裁判官若しくは検察官又はこれらの者の遺族の恩給であつて、同年十一月一日以後給与事由の生じたものを除き、昭和二十五年一月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。 一 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給については、第二号及び第三号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつている俸			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

給年額にそれぞれ対応する別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二 内閣総理大臣若しくは憲法第七條の規定による認証官（裁判官を除く）（略）

三 裁判官（略）

四 昭和二十三年七月一日以後給与事由の生じた恩給については、第五号及び第六号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する別表第四号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

五 総理大臣 認証官（略）

六 裁判官（略）

4 前二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

5 昭和二十四年十二月三十一日以前に給与事由の生じた増加恩給若しくは傷病年金又は扶助料に対する扶養家族又は扶養遺族の員数による加給の年額を計算する場合においては、同年同月分までに係るその年

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

額の計算については、なお従前の例による。

6 前項に規定する加給については、昭和二十五年一月分以降、その年額を恩給法臨時特例第七條第一項又は第八條第二項の改正規定を適用して算出して得た年額に改定する。

7 前項の規定による加給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。但し、恩給法臨時特例附則第二十一條但書の規定による請求をしていない受給者については、この限りでない。

9 昭和二十二年五月二日現在において恩給法第十九條第一項に規定する公務員であつた者が、引き続いて公立図書館の館長、司書又は司書補若しくは書記となつた場合（その公務員が引き続いて同法第十九條第一項に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公立図書館の館長、司書又は司書補若しくは書記となつた場合を含む。）においては、同法第二十二條第一項に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

別表

第一号表　昭和二三年六月三十日以前に恩給事由の生じたもので二号表三号表適用以外のもの

恩給年額の計算となつた俸給額	仮定俸給年額
一四四、〇〇〇円	三八、二〇八円
一五、八四〇	四〇、四二八
一七、二八〇	四二、七八〇
一八、七二〇	四五、二六四
二〇、一六〇	四七、八九二
二二、〇八〇	五〇、六七六
二四、〇〇〇	五三、六一六
二五、九二〇	五六、七二四
二七、八四〇	六〇、〇二四
二九、七六〇	六三、五〇四
三一、六八〇	六七、二〇〇
三三、六〇〇	六九、一二〇
三六、〇〇〇	七三、一二八
三八、四〇〇	七七、三七六
四〇、八〇〇	八一、八七六
四三、二〇〇	八六、六二八

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

四五、六〇〇	九一、六五六
四八、〇〇〇	九六、九八四
五〇、四〇〇	一〇二、六一二
五二、八〇〇	一〇八、五六四
五五、二〇〇	一一四、八七六
五七、六〇〇	一二一、五四八
六二、四〇〇	一二八、六〇四
六七、二〇〇	一三六、〇六八
七二、〇〇〇	一四二、九七六
七六、八〇〇	一五二、三四〇
八一、六〇〇	一六五、七九二
八六、四〇〇	一七五、四二八
九一、二〇〇	一八五、六〇四
九六、〇〇〇	二〇二、〇〇八

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一四四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の二百六十五倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）を恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が九六〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の百分の二百十倍に相当する金額（一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）をそれぞれ仮定俸給年額とする。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

第四表　昭和二十三年七月一日以後昭和二十三年十一月三〇日の間に恩給事由の生じたもので、五、六、七表適用以外のもの。

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
二三、四〇〇円	三八、二〇八円
二四、二四〇	三九、三〇〇
二四、九六〇	四〇、四二八
二五、八〇〇	四一、五九二
二六、五二〇	四二、七八〇
二七、三六〇	四四、〇〇四
二八、〇六〇	四五、二六四
二八、九二〇	四六、五六〇
二九、六四〇	四七、八九二
三〇、四八〇	四九、二六〇
三一、二〇〇	五〇、六七六
三二、〇四〇	五二、一二八
三二、七六〇	五三、六一六
三三、六〇〇	五五、一五二
三四、三二〇	五六、七二四
三五、八八〇	五八、三五六

三七、四四〇
三九、〇〇〇
四〇、五六〇
四二、一二〇
四三、六八〇
四五、二四〇
四六、八〇〇
四八、三六〇
四九、九二〇
五一、四八〇
五三、〇四〇
五四、六〇〇
五六、一六〇
五七、七二〇
五九、二八〇
六〇、八四〇
六二、四〇〇
六三、九六〇
六五、五二〇

六〇、〇二四
六一、七四〇
六三、五〇四
六五、三二八
六七、二〇〇
六九、一二〇
七一、一〇〇
七三、一二八
七五、二二八
七七、三七六
七九、五九六
八一、八七六
八四、二一六
八六、六二八
八九、一一二
九一、六五六
九四、二八四
九六、九八四
九九、七五六

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

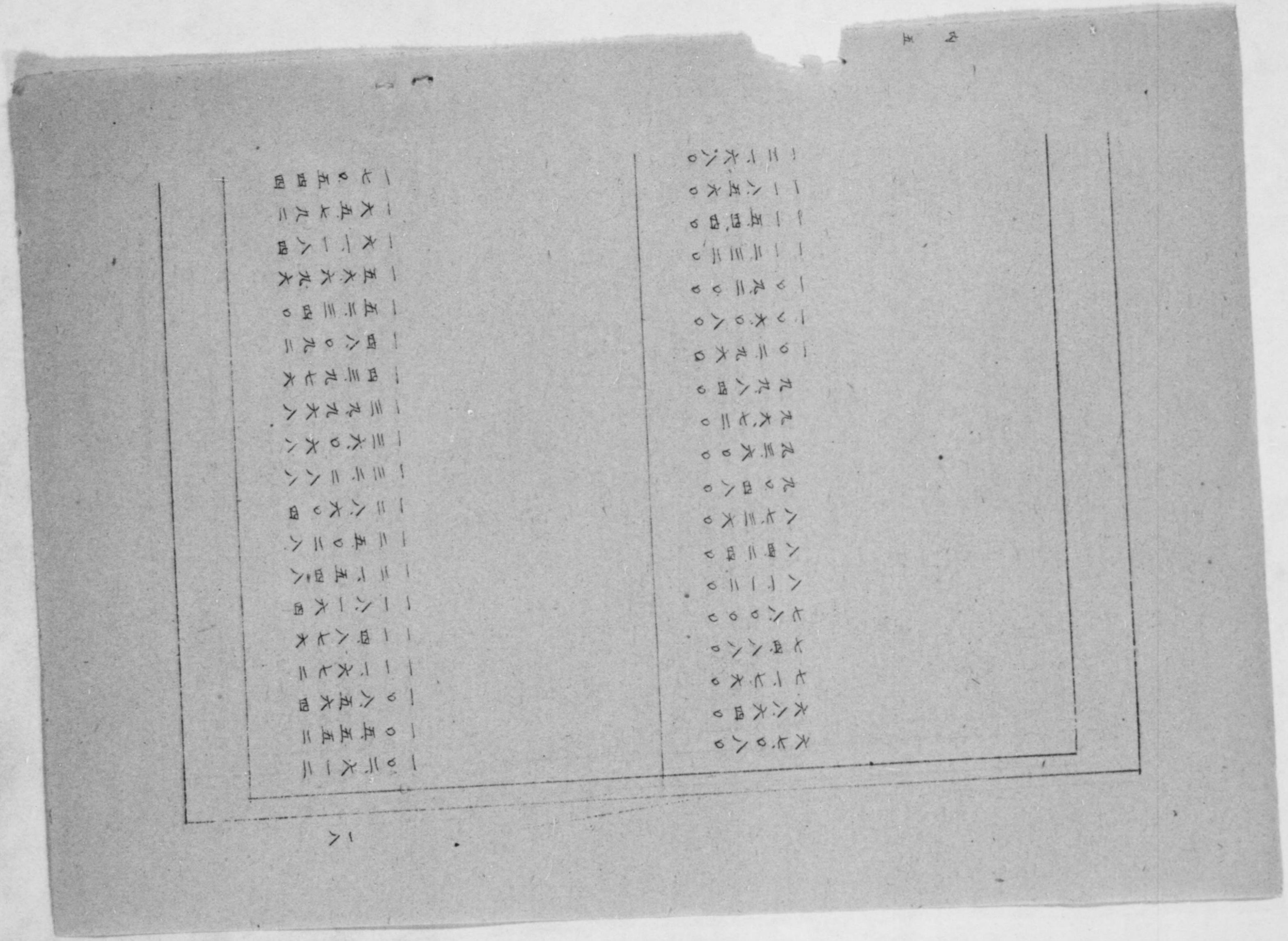

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が二三四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の百六十三倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）を、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一五六〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の百分の百二十九倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

一二四八〇〇	一七五四二八
一三一〇四〇	一八〇四四四
一三七二八〇	一八五六〇四
一四三五二〇	一九〇九二〇
一四九七六〇	一九六三八〇
一五六〇〇〇	二〇二〇〇八

三、退職手当に関する政令

昭和二十四年度總合均衡予算の実施に伴う退職手当の臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第二百六十四号）の一部改正

四月二十一日現在公布されていないが、極く近々公布の見込み。

（主要改正点）

1 本政令二百六十四号の適用を昭和二十五年度迄延ばすこと。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

2、特別会計並に政府関係機関の転員退転手当支給財源の一般会計その繰入範囲を拡大する事。

要項	現行（賃金資料(六)四三頁）	改正
題目	昭和二十四年度	昭和二十四年度及び昭和二十五年度
目的及効力	一條 ○昭和二十四年五月十一日附 ○昭和二十四年度	○昭和二十四年五月十一日附及び昭和二十五年三月二十九日附 ○昭和二十四年度及び昭和二十五年度
適用範囲	二條 昭和二十四年度	昭和二十四年度及び昭和二十五年度
失業者の退転手当	十條1 退転手当として	退転手当として公共転業安定所において
	3 條件に従い、	條件に従い 公共転業安定所において
附則	3 削除	削除
	4	
	5	
	6	
	7	
	附則1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。	
	2 昭和二十五年三月三十一日までに、給与事由の生じた昭和二十四年度及び昭和二十五年度総合均衡予算の実施に伴う退転手当の臨時措置に関する政	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

心第十條の規定による失業者の退職手当及び行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員に対して支給される退職手当に関する政令（昭和二十四年政令二百六十三号）第五條の規定による失業者の退職手当の支給手続についてはなお従前の例による。	
3 退職々員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計その繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。 第一條中「昭和二十四年度」を「昭和二十四年度及び昭和二十五年度」に改め「貿易特別会計」の下に「米國対日援助物資等処理特別会計、輸出信用保険特別会計」を加える。 第二條（略）	4 行政機関職員定員法施行に伴い退職する職員に対して支給される退職手当に関する政令の一部を次のように改正する。 第五條第一項中「退職手当として」の下に「、公

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

				共駐軍法定所に於いて、之加える。

(注) これら基金の詳細については、賃金資料に収録します。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

455

議長　梶田弘一（長崎）
石井正男（鳥取）
西村力（山形）
浅知義（大阪）
北石忠一（愛知）

List of no. of members committee members of, and delegates to the Japan Teachers' Union
組合員と比例した代議員が
Acg 20 Apr. 1950

昭25.4.20

日本教職員組合 組合員数 中央委員数 代議員数 一覧表

	縣名	組合員数	中央委員数	代議員数	
		18,500	8	19	
東北6	青森	6,500	4	7	
	秋田	7,000	4	7	
	岩手	8,015	4	9	
	山形	8,825	5	10	
	宮城	10,700	5	11	
	福島	12,600	6	13	
関東8	栃木	8,500	4	8	
	茨城	11,107	5	11	
	群馬	9,750	5	10	
	埼玉	11,800	5	12	
	千葉	13,600	6	14	
	東京	27,500	11	28	
	神奈川	8,750	4	9	
	山梨	4,700	3	5	
北信5	新潟	15,500	7	16	
	長野	15,000	6	15	
	富山	6,500	4	7	
	石川	5,700	3	6	
	福井	5,150	3	5	
東海4	静岡	13,000	6	13	
	愛知	15,500	7	16	
	岐阜	8,840	4	9	
	三重	9,000	4	9	
近畿	滋賀	5,520	3	6	
	京都	10,500	5	11	
	奈良	4,571	3	5	
	和歌山	6,500	4	7	

北信 5	新潟	15,500	7	16	
	長野	15,000	6	15	
	富山	6,500	4	7	
	石川	5,700	3	6	
	福井	5,150	3	5	
東海 4	静岡	13,000	6	13	
	愛知	15,500	7	16	
	岐阜	8,840	4	9	
	三重	9,000	4	9	
近畿 6	滋賀	5,520	3	6	
	京都	10,500	5	11	
	奈良	4,571	3	5	
	和歌山	6,500	4	7	
	大阪	15,500	7	16	
	兵庫	15,510	7	16	
中国 5	鳥取	4,750	3	5	
	岡山	10,500	5	11	
	島根	6,500	4	7	
	広島	12,500	6	13	
	山口	955 ~~9,450~~	5 ~~4~~	10 ~~10~~	
四国 4	香川	6,500	4	7	
	徳島	6,500	4	7	
	愛媛	10,520	5	11	
	高知	5,750	3	6	
九州 7	福岡	19,750	8	20	
	佐賀	6,500	4	7	
	長崎	7,800	4	8	
	大分	8,300	4	8	
	熊本	10,000	5	10	
	宮崎	6,500	4	7	
	鹿児島	11,000	5	11	
合計		463,~~[illegible]~~ 859	~~24~~ 225	~~479~~ 479	

備考・代議員は單位組合員一千名につき一名とし、その端數は五百名以上の場合一名とする。

・中央委員は單位組合に於て組合員五千名迄は三名、五千名以上は三千名毎及びその端數は、一千五百名以上に一名の割合で選ぶ。その中一名以上の婦人を選ぶ。

30日夕方現在、来会者625名

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Bulletin re election of officers of the Japan Teachers' Union 10 Apr 1950

選擧公報

1950. 4. 10

日本教職員組合
選擧委員會
東京都千代田區神田
一ッ橋教育會館
（以印刷代謄寫）

かねて公示中の昭和二十五年度日本教職員組合定時選擧に立候補届出締切期日（四月三日）までに候補者として届出があつた者に付審査の結果左の通り公表する。

昭和二十五年四月十日

日本教職員組合選擧委員長　篠原忠男

選擧種別	候補者氏名	推薦組合名	略歴
委員長候補者	岡三郎 大正三、三、五生 神奈川縣教組所屬	神奈川縣教職員組合	山梨師範學校卒業 横濱市金澤區大道小學校教諭 昭和二一、一　神奈川縣教員組合副組合長 昭和二一、一〇　教全連副執行委員長 昭和二二、六　日教組執行委員 昭和二三、六　日教組中央執行副委員長（現）
	成田喜英 明治三九、四、二二生 東京都教連所屬	東京都教職員組合連合	東京高等師範學校文科一部卒業 東京都立第五高等學校教諭 昭和二一、三　東京都高等學校教職員組合副委員長 昭和二一、一一　教員組合全國連盟事務局長 昭和二二、二　教員組合全國連盟書記長 昭和二二、六　日教組書記次長 昭和二三、六　日教組中央執行副委員長（現）
	鶴岡信三 明治四〇、四、六生 東京都教連所屬		東京工業大學染料化學科卒業 東京工業大學職員組合委員長 昭和二一、三　東京工業大學助教授 昭和二一、一二　全國大學高等教職員組合協議會委員長 昭和二二、六　日本教職員組合中央執行副委員長 昭和二二、一二　全官公廳勞働組合連絡協議會事務局長 昭和二三、五　日本教職員組合大學高等部長（現）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

副委員長候補者

大浦文太郎 明治三九、七、一一生 德島縣教組所屬	德島縣教職員組合 職員組合	德島師範學校卒業 德島縣板野郡北島中學校長 昭和二二、七 德島縣教職員組合書記長 昭和二三、七 德島縣地方勞働委員會委員 昭和二四、九 德島縣教職員組合委員長(現) 昭和二五、三 德島縣勞働組合會議會長(現) 昭和二五、三 德島縣共同鬪爭委員會委員長(現)	
大原享 大正四、七、二五生 廣島縣教組所屬	中國地區 協議會	中央大學經濟學部修了 廣島市比治山小學校教諭 昭和二二、一〇 廣島教組書記次長 昭和二三、一〇 廣島教組書記長 昭和二五、三 日教組中央執行委員(未就任)	
大西正道 大正一、二、七生 青森縣教組所屬	東北地區 協議會	日本大學高等師範部國漢科卒業 青森縣立弘前女子高等學校教諭 昭和二一、一二 全日本教員組合協議會中央執行委員 昭和二二、六 日教組中央執行委員教育部長 昭和二三、六 中央教育復興會議幹事長、文部省教科書檢定委員 昭和二四、四 日教組中央執行委員(現)	
岡三郎		委員長欄參照	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

今村彰 大正一三、三、二七生 愛媛縣教組所屬	愛媛縣教員組合	愛媛縣師範學校卒業 愛媛縣宇摩郡三島中學校教諭 昭和二一、一二 全日本教員組合協議會中央闘爭委員 昭和二二、六 日教組中央執行委員 昭和二三、 日教組政治部長 昭和二四、 日教組渉外部長(現)		
成田喜英		委員長欄參照		
鶴岡信三		委員長欄參照		
大浦文太郎		委員長欄參照		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

書記長候補者			
大原亨	北濱清一 明治四二、一〇、一〇生 香川縣教組所屬	古園保 明治四二、一、六生 宮崎縣教組所屬	小松幹 大正三、九、九生 大分縣教組所屬
	香川縣教職員組合	宮崎縣教職員組合	大分縣教職員組合
副委員長欄參照	香川師範學校卒業 香川縣坂出市西庄小學校長 昭和二四、四 香川縣教組中央執行委員長 同 右 日教組中學校部長(現)	宮崎縣師範學校專攻科卒業 宮崎縣小林小學校教諭 昭和二一、九 宮崎縣西諸縣郡教組委員長 昭和二二、一 宮崎縣國民學校教組委員長 昭和二三、五 宮崎縣教組委員長 昭和二四、五 右再選 昭和二五、三 右三選(現)	大分師範學校專攻科卒業 大分縣速見郡日出町中學校教諭 昭和二二、五 大分縣教組副執行委員長 昭和二三、五 日教組書記次長 昭和二四、五 同 右(現)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

魚谷時太郎 明治四三、二、一二生 兵庫縣教組所屬	兵庫縣教職員組合	兵庫縣御影師範學校卒業 兵庫縣西宮市北口中學校教諭 昭和二、二 兵庫縣西宮教育勞働組合執行委員 昭和三、七 兵庫縣教員組合連盟常任執行委員 昭和三、一 全國教員組合協議會中央闘爭委員 昭和三、三 全國教員組合協議會選擧闘爭委員 昭和三、六 日本教職員組合中央執行委員庶務部長 昭和三、四 兵庫縣教職員組合副中央執行委員長 昭和四、四 兵庫縣教職員組合書記長 昭和五、四 兵庫縣教職員組合書記長(現) 昭和四、二 日教組選擧委員長(昭和五、四、一辭任)		
岡三郎		委員長欄參照		
安井眞造 大正六、一一、三〇生 京都府教連所屬		京都府師範學校卒業 昭和二四、一〇 京都市西院小學校教諭を懲戒免職教育委員會に再審査請求中 昭和二一、一二 全教協中央闘爭委員會書記次長 昭和二二、三 京都市教組書記長 昭和二二、三 京都府教組書記次長 昭和二二、六 日教組中央執行委員 昭和二三、 日教組中央執行委員 昭和二四、 日教組中央執行委員(現)		
小松幹		副委員長欄參照		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

書記次長候補者

宮之原貞光 大正六、一〇、四生 鹿兒島教組所屬	鹿兒島教職員組合	鹿兒島縣師範學校卒業 鹿兒島市城西中學校教諭 鹿兒島縣川內市教職員組合副組合長 鹿兒島縣教職員組合書記長 鹿兒島縣教職員組合書記長 日教組中央執行委員(現)
◎大原亨		副委員長欄參照
小林幸次 明治四一、一〇、二一生 石川縣教組所屬	石川縣教職員組合	石川縣師範學校卒業 石川縣石川郡鶴來中學校教諭 日教組中央執行委員 日教組庶務部長 日教組總務部長(現)
村松茂男 大正八、二、一生 靜岡縣教組所屬	靜岡縣教職員組合	靜岡師範專攻科卒業 靜岡縣藤枝町立中學校教諭 靜岡縣教組青年部長、調査部長 同 右 靜岡縣教組書記長(現)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

佐藤幸一郎 大正七、一、三生 福島縣教組所屬	福島縣教員組合	東京高等師範學校內中教卒業史學專攻 福島縣立福島高等學校勤務 昭和二一、七以來 福島縣教組書記長 東北地區協議會副委員長 福島縣官公勞協議會委員長 福島縣勞働會議常任評議委員		
今村彰		副委員長欄參照		
江口泰助 大正三、一、一七生 長崎縣教組所屬	長崎縣教職員組合	長崎縣師範學校卒業 長崎市伊良林小學校教諭 昭和二一、三 長崎縣教組執行委員 昭和二二、六 日教組中央執行委員 昭和二三、六 同 法制部長 昭和二四、五 同 同 (現)		
北濱清一		副委員長欄參照		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

	會計委員候補者	監査委員候補者
◎宮之原貞光	◎坂井久四郎 大正二、九、二二生 岩手縣教組所屬	山崎清丸 大正四、九、七生 福井縣教組所屬
	北海道教職員組合 東北地區協議會 岩手縣教員組合	福井縣教職員組合
書記長欄參照	岩手縣師範學校卒業 岩手縣岩手郡御明神小學校教諭 昭和二一、一二 岩手縣教員組合常任鬪爭委員 昭和二二、一 岩手縣教員組合執行委員 昭和二三、五 同 昭和二四、五 日本教職員組合會計委員(現)	山口高等商業學校本科卒業 福井縣立武生高等學校教諭 昭和二三、四 福井縣教職員組合監査委員長 昭和二三、四 同 高校部副部長 昭和二三、五 日教組監査委員 昭和二四、四 福井縣教職員組合長(現) 昭和二四、四 日教組北信地區協議會長(現) 昭和二四、五 日教組監査委員長(現)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

佐々木三雄 明治三六、五、一〇生 福島縣教組所屬	福島縣教員組合	福島縣青年師範學校卒業 福島縣伊達郡小坂中學校長 昭和二三、四　福島縣教員組合中央委員會議長	
小林重俊 明治四三、一、七生 埼玉縣教組所屬	埼玉縣教職員組合	岐阜高等農林學校農藝化學科卒業 埼玉縣秩父市立第一中學校教諭 昭和二二、七　埼玉教組執行委員 昭和二四、五　埼玉教組秩父支部長 昭和二五、四　埼玉教組監事(現)	
岡田三夫 大正四、五、一生 岡山縣教組所屬	中國地區協議會 岡山縣教員組合	岡山縣師範學校卒業 岡山縣御津郡大野小學校教諭 昭和二三、四　岡山縣教組御津支部書記長 昭和二五、四　岡山縣教組執行委員庶務部長(現)	
川崎靜治 明治四四、一、二六生 新潟縣教組所屬		新潟縣高田師範學校卒業 新潟縣南蒲原郡加茂中學校教諭 昭和二一、六　新潟縣南蒲原郡加茂鄉教員組合設立委員 昭和二二、六　新潟縣南蒲原郡支部執行委員兼縣委員 昭和二三、二　新潟縣教組賃金專門委員 昭和二三、四　新潟縣教組執行委員 昭和二四、四　新潟縣教組副執行委員長經理部長(現)	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

水谷松夫 明治四五、五、二生 北海道教組所屬	北海道教職員組合	北海道札幌師範學校卒業 北海道札幌市豐平小學校教諭 昭和二一、三 北教組札幌市支部代議 昭和二二、三 同 書記次長 昭和二四、三 北教組中央執行委員 昭和二五、三 同 （現）	
水谷忠一 明治四一、五、一生 愛知縣教組所屬	愛知縣教組合	愛知縣第一師範學校專攻科卒業 愛知縣名古屋市立橘小學校教諭 昭和二二、五 愛知縣教組名古屋市教組副組合長 昭和二四、五 同 （現）	
井上秀信 明治四〇、四、二二生 香川縣教組所屬	四國地區協議會	香川縣師範學校甲種講習科修 香川縣仲多度郡四條小學校長 昭和二五、一 香川縣教組中央執行副委員長（現）	
堀川實治 大正七、五、七生 富山縣教組所屬		中央大學法學部卒業 富山縣立魚津高等學校教諭 昭和二二、五 富山縣教組委員 昭和二四、一 同 書記長 昭和二四、五 同 書記長兼厚生部長（現）	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

村瀨竹夫 大正七、二、一生 岐阜縣教組連合會所屬	岐阜縣教職員組合連合會	岐阜縣師範學校卒業 岐阜縣岐阜市立木三本小學校教諭 昭和二四、四 岐阜縣教組執行委員 昭和二五、四 同 執行副委員長(現)	
諸泉熊次 大正五、一〇、一五生 佐賀縣教組所屬	九州地區協議會	京城公立商業學校卒業 佐賀縣立小城高等學校事務官 昭和二三、 佐賀縣教職員組合會計部長 昭和二三、 九州地區協議會會計監査委員 昭和二四、 佐賀縣教組會計部長事務職員部長(現)	
中尾勇 明治四三、五、二八生 靜岡縣教組所屬	靜岡縣教職員組合	東京府豐島師範學校卒業 昭和二二、 靜岡縣若松市教組副委員長 昭和二三、 日教組中央執行委員 昭和二四、 靜教組常任執行委員 日教組中央執行委員(現)	
成田喜澄 大正四、六、一三生 東京都教連所屬	東京都教職員組合連合	東京文理大卒業 東京都立小石川高等學校勤務 昭和二二、 都中教執行委員 昭和二三、 都高教書記次長 日教組專門委員 都教連都勞連中央執行委員 都高教副委員長 都教連執行委員 日教組中央執行委員 昭和二四、 (高等學校部長)(現)	

中央執行委員(高等學校部)候補者

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

中央執行委員（大學高等部）候補者

井口次郎 大正四、一、一八生 栃木縣教組所屬	栃木縣教職員組合	中央大學法學部英法科卒業 宇都宮大學事務局庶務課人事掛長（文部事務官） 昭和二二、五 宇都宮農林專門學校教職員組合副委員長 昭和二三、二 日教組中央鬪爭委員 昭和二三、五 日教組中央執行委員（大學高專部副部長） 昭和二四、一〇 宇都宮大學職員組合書記長（現）	
武藤清風 大正四、一〇、二三生 新潟縣教組所屬		滿洲國高等文官試驗行政科合格 新潟大學高田分校教官 昭和二〇、一二 新潟第二師範學校職員組合執行委員 昭和二二、四 同 組合副執行委員長 昭和二四、四 高田市勞組協議會副會長 新潟縣教職員組合執行委員 大學支部副執行委員長（現）	
伊與田圓止 明治四五、三、二五生 靜岡縣教組所屬	靜岡縣教職員組合	日本大學專門部經濟科中退 靜岡大學工學部厚生補導係（文部事務官） 前濱松工業專門學校職員組合委員長 靜岡大學教職員組合副委員長（現） 工學部支部委員長（現）	
旭爪謙作 明治四一、五、三〇生 富山縣教組所屬		東京大學理學部物理學科卒業 富山大學高岡工業專門學校教授 昭和二二、一一 富山縣高專教職員組合副執行委員長 昭和二四、八 日教組中央執行委員 大學高專部長（現） 昭和二四、九 大學管理法案起草協議會委員（日教組推薦）（現）	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

◎廣川清隆 明治四〇、二、六生 山口縣教組所屬	山口縣教職員組合	廣島高等師範學校卒業 山口大學講師、山口大學山口師範學校教授 昭和二一、四　山口師範學校教職員組合委員長 教職員組合山口縣連合會副委員長 昭和二二、六　日教組中央執行委員 大學高專部副部長 昭和二三、一二　內閣教育刷新審議會委員 （日教組推薦）
◎吉村利愼 明治三四、三、一二生 福岡縣教組所屬	九州地區協議會大學高專部	東京帝國大學文學部卒業 福岡學藝大學第一師範學校教授 昭和二二、四　福岡第一師範學校教職員組合委員 昭和二四、一一　福岡學藝大學教職員組合連合會委員長（現）

中央執行委員（私立學校部）候補者

長谷川彌平 明治二一、六、一〇生 東京都教連所屬	東京都教職員組合連合	廣島高等師範學校卒業 東京私立城西高等學校教諭 昭和二四、五、二二　日教組中央執行委員（私立學校部長）（現） 昭和二四、五、一八　東京都私立學校教職員組合委員長（現） 昭和二四、七、八　東京都教職員組合連合副委員長（現）

中央執行委員（特殊學校部）候補者

今村治 明治四四、八、二五生 愛媛縣教組所屬	愛媛縣教員組合	官立東京聾啞學校師範部卒業 愛媛縣立聾啞學校奉職 松山市教組協議委員 愛教組代議員 昭和二四、九　日教組特殊學校部長（現）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

中央執行委員(幼稚園部)候補者	中央執行委員(青年部)候補者	中央執行委員(婦人部)候補者	
丸山ひろ子 大正一三、一〇、二八生 東京都教連所屬	佐竹周一 大正一五、二、二五生 富山縣教組所屬	山根百世 大正四、一二、二四生 山口縣教組所屬	林雅代 明治四三、三、八生 兵庫縣教組所屬
東京都教職員組合連合		山口縣教職員組合婦人部	兵庫縣教職員組合
長野縣立松本第二高等女學校卒業 東京都臺東區立入谷幼稚園勤務 昭和二二、一〇、 長野縣教職員組合執行委員(幼稚園部) 昭和二四、 四 東京都教職員組合幼稚園部長(現) 昭和二四、 五 日本教職員組合中央執行委員(幼稚園部)(現)	東京第一師範學校卒業 富山縣射水郡大江小學校勤務 昭和二三、 七 富山縣教職員組合執行委員 昭和二四、 四 同(青年部副部長) 昭和二五、 四 富山縣教職員組合執行委員(現)	山口市野田高等女學校卒業 山口縣小野田市高千帆小學校教諭 昭和二三、 日教組婦人副部長 昭和二四、 山口縣教組婦人對策部長(現)	鹿兒島縣女子師範學校卒業 兵庫縣武庫郡魚崎小學校勤務 昭和二一、 兵庫縣教員組合連盟婦人部長 昭和二二、 兵庫縣教職員組合中央委員 昭和二三、 兵庫縣教職員組合婦人部長 昭和二四、 同(現)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

遠藤文子 大正二、一、二生 福島縣教組所屬	福島縣教員組合	福島縣女子師範學校卒業 福島市杉妻小學校教諭 昭和二一、七、一七　縣教組委員 昭和二二、四、一　縣教組庶務部長婦人部長 昭和二四、四、一　縣教組婦人部長文化部副部長
紀フミ 明治四三、三、三〇生 大分縣教組所屬	九州地區協議會	東京女子高等師範學校臨時教員養成所卒業 大分縣速見郡杵築町中學校教諭 昭和二三、五、七　大分縣教職員組合婦人部長庶務部長 昭和二四、七、一八　日教組中央執行委員（婦人部副部長）（現）
千葉千代世 明治四〇、四、六生 東京都教連所屬	東京都教職員組合連合	東京文化女學校專攻科卒業 東京都港區立赤羽小學校養護教諭 昭和二一、一〇　東京都國民學校教員組合副執行委員長 昭和二二、六　日教組中央執行委員 昭和二三、六　日教組中央執行委員（婦人部副部長）都教組渉外部長 昭和二四、七　東京都教職員組合連合執行委員（現）
山根ふみ 明治三七、四、一生 島根縣教組所屬		昭和二二、四、一　島根縣教組婦人部長 昭和二三、四、一　島根縣教組松江支部理事 昭和二四、四、一　島根縣教組副執行委員長婦人部長 昭和二五、四、一　島根縣教組副執行委員長（現）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

中央執行委員（事務職員部）候補者			
荻田都志子 明治四〇、六、一生 香川縣教組所屬	香川縣教職員組合	香川縣高松市明善高等女學校師範科卒業 香川縣三豐郡一ノ谷小學校教諭 昭和二四、四、一 香川縣教職員組合婦人部長（現）	
目野廣次 明治三一、三、五生 熊本縣教組所屬	九州地區協議會	旅順師範學堂研究科卒業 熊本市立江南中學校事務職員 昭和二三、七、一二 熊教組事務職員部長 昭和二四、九、一七 日教組事務職員部長（現）	

立候補挨拶と推薦の辭

岡三郎君を推す＝日教組結成以來、岡君のわれわれの組織ならびにわが國勞働運動とくに官公廳勞組のためにつくしてきた功績と、その捨身の闘魂とは、いまさら改めて私が述べる要もないほど認められていることと思う。

いろいろの形で加えられる彈壓に屈せず、いよいよ組織を固め、組合員の利益をまもり、ひろく勤勞大衆の基盤の上に立つて闘わねばならない日教組の代表者として、岡君の眞摯敢闘する熱意と誠實とに期待するところ、ますます大いなるを思い、最適任者としてここに再び強く推賞し、組合員諸彦の絶大な御支援を希求してやまない。

（神奈川縣教組委員長　岩本耕一）

成田喜英君を推す＝組合運動が大きな轉換機に直面している現在、日教組發足以來の書記次長執行副委員長として、着實な歩みの中からよくその重責を完うしてきた成田喜英君を、次代を擔う日教組執行委員長候補最適任者として、玆に都教連傘下組合員二萬七千の名を以て推薦する次第である。成田喜英君の力量は知る人ぞ知るで、過去一カ年間に亘る文部交渉に於いて、彼の收めた成果は偉大なるものがある。なお將來、徒らな公式論やハツタリを排する成田喜英君は、地味な組合内部の團結（特に書記局の執行部の統一）を固めつゝ、執行部の信望を一身にあつめて現實的利益を強くかち得てゆく點に大いに期して待つべきものがあろう。（東京都教職員組合連合）

大原亨君を推す＝大原君はその豐富な體驗と知識をもつて廣教組に於て過去三ヵ年名實共にその中軸として活躍しこの重大な時機に於て廣教組にとつては誠に惜しい人物である。吾々は今組合運動の限界という事が論議せられておる時、この組合運動に對する頭打ちを打開するために日教組中闘就中、三役に清新な空氣を注入し責任體制を確立して組合員の空氣を一新することが急務であるという見解の上に立つて大原君を送り出す決意を固め中國地區協議會の全面的な賛意を得た。大原君は純正な志操、指導的手腕、政治教育經濟法律行

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

くところ可ならざるところない識見を以ていることは定評のあるところで、日教組三役としてどこに出しても恥かしくない者として敢えて推薦する次第である。（廣島縣教組委員長　坂田史郎）

今村彰君を推す＝教員組合の後退は日本教育の封建時代への逆もどりを意味する。ポ政令や國家公務員法の制定以來、われわれの組合運動は著しい制限をうけているのであるが、この時にこそ、われわれの組織に、若くして清純な鬪志がもとめられる。今村彰君はその清純にして激しい鬪志の持主である。すでに日教組をしる者は、すべて今村彰君をしりつくしておられると思うが、同君は日教組の前身全教協以來のすぐれた指導者である。日教組苦難のこの時代には、今村彰君のような指導者こそが必要なのであつて、いたずらなる事勿れ主義はこの際とるべきではない。あえて同君を推す所以である。（愛媛縣教組委員長　大山一男）

小松幹君を推す＝本縣教組は次の理由によつて誠意と良心をこめて日教組現書記次長小松幹氏を本年度日教組副執行委員長並びに書記長選擧の推薦候補者として指名決定した。

一、教組發生當初から教組運動に挺身し、實踐と識見の深さは日教組運動の擔當者として正に適任である點。

二、鋭敏な直觀力は強い正義觀から發し、その把握に客觀性をもつ點。

三、意欲が熾烈で目的完遂に大膽執拗である點。

四、政治的な行動に幅をもちその包容力が組織強化中正な教組運動の擔任者として適役である點

五、理論構成に情感と知性を盛り世論指導に實績をあげている點。（大分縣教組委員長　二宮武夫）

古園保君を推す＝彼は一、情熱と實行力に富み二、理性と叡智豐かであり、三、而も政治性にたけた人であります。彼の理性的行動と行動的判斷は組合員全員の信頼と尊敬しているところであり理論、行動共に極めて純粹さを持ちながら反面鐵火のような意志と熱情に加うるに圖太い神經の持主であり、日教組副委員長として最適任であります。このことは彼が過去四年間宮崎教組委員長として常に絶對の支持を得て當選し亦縣内雜多な教育團體を一本にまとめ更に教育委員會、縣會を相手に縱横の活躍をして殆んどの要求を着實に貫徹している事實が立證しております。その間、殆んど毎月上京して中央情勢にも精通しその洒脫、流暢な辯舌は何人をも首肯せしめる天性を備え往くところ可ならざる所ない人物です。（宮崎縣教組）

魚谷時太郎君を推す＝今や我々は民族の運命を決する重大危機に直面している。二つの世界の對立が現實には存在するも、なお國際正義社會道義の精神が人間の胸奥にあることを確信しその高揚によつて日本の永世中立と世界平和の維持を悲願する。即ち日本教職員組合五十萬はその崇高なる職務を通し勞働者の自覺に燃えその知性と行動力を結集して平和運動講和問題解決の先頭に立つと同時に日教組自體に課せられた山積せる問題の解決をはかりわが國勞働運動の一大進展に寄與せねばならぬと信ずる。かかる立場より兵教組は日教組本年度役員の選出に重大な關心を寄せ鬪う組織確立のため敢えて書記長候補魚谷時太郎君を最適任者として推す。幸に各位の御賛同をたまわらんことを。（兵庫縣教組委員長　松井岩男）

安井眞造＝皆さん！子供の幸福と民族發展のため、五十萬教職員と父兄人民大衆の深い愛情と献身にも拘らず、われわれの職場は愈々荒らされ、わが國の教育・科學・技術・文化水準は低下の一途を辿らせられています。

配給物資も滿足に買えない低賃金・結核教員の増加・強化されて來た職制、高い税金に苦しむ教員は泣きながらも愛し子を賣らねばならない父兄達と共に、働く者が明るく生活できる世の中の實現を切望しています。

私は乏しいながらも、日教組を眞に組合員各位の色々な要求の先頭にたち、更に日本を自由と平和と獨立の國にするために鬪う組合としたい念願から、こゝに敢えて立候補致した次第であります。（挨拶）

小林幸次君を推す＝小林君は昭和三年石師卒業昭和五年渡滿、その明晰な頭腦と卓越した手腕、圓滿な人格によつて、爾後、外地の教育行政を擔當していたが、敗戰によつて昭和二十二年歸國後鄕里の學校に奉職した。しかし彼の意氣と情熱と

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

理性は組合運動に於ても斷然頭角を現わし昭和二十三年縣教組代議員より日教組中執に選任された本部に於ては多忙な總務を處理する責任者となり爾來二年にわたつてよくその才腕を發揮して今日に及んでいる。

彼の議論はよく大局に立つて中心をはなれず、よく正鵠を得て不惑、中執に於ても人望厚いものがある。玆に次期書記次長候補として適當と認め本縣教組の責任に於て推薦するものである。

（石川縣教組）

佐藤幸一郎＝日教組は結成以來四年の今日を迎え極めて重大段階にある。教育復興と日本の民主化はちちとして進まずむしろ反動化の一途を辿つている。教育復興の基礎は教員の生活權の確保であり最低賃銀制の確立でありこれに伴う社會政治經濟諸機構の改變である。このことは組合結成の生命である。

教育內容制度科學技術一般は現在反動化の途を辿り組合員はマヒ狀態にある。この克服、そして闘爭こそ組合員の要求であり日教組の生命であるこの道は農市民の要求と一致する。今こそ腰をすえて闘う秋である。

私は次のことを約束したい。

一、書記長の蔭力となり諸企畫に全力をつくす。

二、組合經理の嚴正を期す。

三、中央地方の闘爭を直結させる。

四、闘爭の重點化を圖り、中闘の責任執行の具現を期す。（挨拶）

坂井久四良君を推す＝四十六萬組合員を擁する日教組會計委員として再び坂井君を推薦する。坂井君の誠實にして明朗な性格と、稠密な頭腦とは、すでに過去一年の經驗を生かしての會計技能と相俟つて必ずや日教組會計の正常な運用に十全に力をつくすであろうことを深く信じて疑わない。一そうの御支援をのぞんでやまない。（岩手縣教組委員長　小笠原二三男）

山崎清丸＝特別會計をも含めて一億數千萬圓にのぼる日教組會計の監査は政治的處理だけでは問題は解決しないのであつて、委員の一部に常に專門家のグループを必要とする。

私は過去二年間專門家としての立場より監査及指導を續けて來たが監査委員諸氏の多大の努力により日教組の會計制度は今や全國勞組中の最優秀のものになつて來ていると信じている。しかし、今後に殘された問題も多く、より一層專門家の研究と指導にまつべきものがある。にもかゝわらず專門家の立候補が毎年僅少であるし、又私としては文字通りこの會計を勞働組合會計中の日本一のものにしたい念願より、敢えて三回目の立候補を決意したる次第です。（挨拶）

川崎靜治＝一圓の金でも組合員の乏しい生活費の中からしぼり出した、尊い金である。

組合會計の處理にあたる者は、このことを常に念頭において、かりそめにも疑惑を抱かせるようなことがあつてはならぬ。

會計面に對する組合員の信頼が、組合財政を確立させ、組合の健全な發達進展をもたらすものであると信じている。二年間縣教組の經理部長をつとめて、益々このことを強く感じ、あえて日教組監査委員に立候補した次第である。（挨拶）

水谷松夫君を推す＝北教組は昭和二十五年度日教組監査委員として水谷松夫君を推薦する。

組合を健全に強力に發展せしめるためには組合費の完納と納入金の能率的な支出が必要である。また特にこれらが常に明確になつていることが極めて大切である。かかる立場から監査委員として最適任者であることを確認して推薦する次第である。よろしく御支持のほどをお願いする。

（北海道教組）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

成田喜澄＝組合設立の眞義を今こそ職場の一人一人が眞劍に考える時であろう。

組合は本當に素朴な組合員一人一人から出發しなければならない。

私はこの一年、全國の高等學校の先生から組合に對する不滿を痛いほど知らされた。(氣のつかぬ多くの問題があつた。)何とかしなければならない不滿をたゞ不滿として放置せずこれを日教組の組織の中で解決する道を講ずるべきである。これに少しでも役立つならば私はあえてこの困難な時機に皆さんの御推薦をうける次第である。(挨拶)

井口次郎君を推す＝大學高專部の委員會および總會は、下部單產の弱體に乘じて、守るべき細則と、嚴正なるべき選擧公報とを、曖昧のうちに葬り、强引に、「從來の慣行尊重」という名目のもとにおいて、わずか四十數名の投票により、中央執行委員四名の選出を試みた。「丹頂の鶴」の如き頭であると斷ぜざるを得ない。純白の胴體たる組合員の總意は、かゝつて本大會代議員の決斷にありと信じ、敢えて立候補推薦をする。

日教組を利用せんとする者を排除し、脫落しつゝある下部組織を盛りたて、人事給與の切實なるものを捉えて闘う人として、井口次郎氏を、各位の御批判の前に立たせるものである。(栃木縣教組委員長　遠井淺治)

武藤清風＝◎新潟大學橋本學長が立候補をすすめました。職場へ歸つては始末がわるいので。◎大學高專部總會が多數をもつて支持してくれました。闘つて少しは大高部をつよくするかと思つて。◎學長の考も總會の氣持もおのおのわたしを說明しています。◎わたしは闘います。(挨拶)

廣川清隆君を推す＝組合は全組合員のものでなければならない。

我々は一部少數者の策動、極端な偏向的指導者の强要、政黨の干涉、支配等は斷じて排除し、全組合員の自覺と自由な意志に基く現實的な諸要求を統一し、それを組織化し秩序ある合法鬪爭を進めることを基本線とするものである。而してこのことは今再確認の要なしとしない。かくて現下鬪爭の戰列を强化いたしたい。

あくまで自由な主體的な組合民主々義の見解に於て堅實に闘つた實經歷の士、廣川君を日教組鹽原大會の決定に基く大學高專部執行適任者として公私割愛の上敢えて再び中央に送らんとする所以である。

右推薦する(山口縣教組)

長谷川彌平＝今日の私學が中小企業のそれのように相ついでほうかいしてゆく現實に直面しては、いかにして私學を復興するか、またいかにして私學を民主化するかという上からも、まず組織を强化しなければならないと思います。

私學の經營が困難になれば困難になるほど、これまでの經營者本位の家族主義的な傾向がこくなつてきて、私學八萬の教職員の生活は極度におびやかされ勞働條件は惡化の一途をたどるだけでなく、私學の教育は低下し時代に逆行したものとなる外ありません。こゝに私學に對する國または地方公共團體の助成の必要があるのでありまして、私立學校法實施第一年の課題として、この私學助成のために闘いたいと思います。(挨拶)

今村治＝(一)、特殊教育の民主化に努めたい。

教組活動は特殊教育界に深く根强く殘存せる封建性を脫皮せしめ、この教育を民主化の方向へ導き、教育の機會均等、教育の民主化運動が、特殊教育、半世紀の要望たる盲、聾兒教育就學義務制を確立させた。しかし義務制は骨組だけに終つている現狀である。肉付をし、血を通わせるために教組活動を益々活潑充實徹底的民主化を圖らなければならない。

(二)、盲、ろう兒義務制早期完全實施に努めたい

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

(三)、盲、ろう學校完全分離、盲、ろう校新增設に努めたい。
(四、兒童福祉完全實施に努めたい。
(五)、社會保障制度の完備に努めたい。
(六)、日教組青鳥會の活潑なる運動を期したい。
(挨拶)

丸山ひろ子＝二十五年度國家豫算の實體は私達大衆を益々困窮させるものであります。教育費は國から地方へ移され、義務教育は各縣バラ〳〵になるでしよう。この恐るべき教育の崩壞と子供の危機がさし迫つて來ます。特に忘れられた幼兒教育のため微力を顧みず敢えて立候補しました。御支援をお願いします。
一、教育は先ず幼兒教育から、子供を愛する誠心を組合運動を通じてあらわしたい。
二、女性の一人として婦人の力を結集し反動攻勢と闘いたい。(挨拶)

山根百世君を推す＝山根百世氏は島根縣の生れ理解ある教育家の家庭に育つた農村婦人としての母の生活を見て、早くから婦人解放に生涯を捧げる決心を抱くようになつた。昭和二十二年以來、小野田市の市會議員として市の行政面にその手腕をたたえられ得難い存在となつている。二十三年度日教組婦人部副部長として全國婦人部の成長のために盡し、二十四年度は山口縣婦人對策部長として縣下の婦人運動に劃期的な發展をもたらした。頭腦の明敏、感覺の新鮮さ論理の透徹、またその旺盛な實行力は、天眞な明朗さと共に打てば響く近代女性指導者の第一人者としてここに山口縣婦人部は絶大な信頼のもとに山根百世氏を推薦するものである。(山口縣教組婦人部)

林雅代君を推す＝基本的人權の確立と教育勞働者の地位向上のためのたゆまざる闘いによつて、婦人教員の組織は確立されつゝあつた。しかるに規約改正によつて所謂特殊部の活動が遺憾ながら多少の制約を受けざるを得ない現狀となつた今日われらは眞に闘う組織確立のためには從來よりも增して五十萬組合員の意志が正しく結集せられるべきであることを信じ、特に婦人部において、このため、知性と闘志と勞働者感覺と意志につらぬかれたる最良最適任者の選出を期待し、こゝに日教組近畿地區協議會の議を經て中央執行委員候補者林雅代氏を推す。幸に御賛同たまわらんことを。
(兵庫縣教組委員長　松井岩男)

遠藤文子＝反動攻勢は容易ならぬ壓力を加えているが、今年こそ日教組は闘う婦人部として組織を強化しなければなりません。
過去の果敢な闘爭體驗を生かして十分闘い抜き基本的人權確立への道を廣く太く押しすゝめて婦人の解放を通して、社會主義革命のためつくしたい念願です。(挨拶)

紀フミ君を推す＝現日教組婦人部副部長として高田婦人部長をよく輔佐して、男女の給與差是正に、產休教員獲得に婦人獨自の要求をよく親組合に反映して婦人層のために闘うと共に廣範な日教組の諸運動に常に推進力としての働きを示されたことは人の認めるところである。
組合運動への情熱は遂に唯一人の愛娘と老いた母を鄉里に殘して單身上京されていることでも知れよう。冴えた頭腦は、その情熱の裏打ちとなつて如何なる場合も正鵠な判斷を誤らず溫健中正な婦人運動を展開して來られた。高田婦人部長が參院へ進出される近き將來、これと呼應して內にあつて日教組の闘いを進める上にも現副部長がそのまゝ殘ることが望ましく敢えて推薦する次第である。(九協委員長　矢島三義)

千葉千代世＝一、五十萬組合員のこえがいつも正しく反映出來る日教組であり、同時に運動方針にそつて一人殘らず活潑な行動が容易く起しうるよう組合員の結集に努力したい。
二、憎しみの批判はいやだ、溫い血潮の通い合つた組織でお互を守るために私達は、常に愛情の批判を峻烈になし合い、なお且つ落伍者のない大いなる前進をしなければならない。
三、惡らつな反動の手はいろ〳〵な形で職場に組合に迫つてきている。これに對する武器は唯一つ强固なる團結で闘う以外にはない。この組織を守り育てる上に、青年の熱情と婦人の純粹性が極めて重要な役割を果すと信ずるが故に敢えて立候補する。(挨拶)

山根ふみ＝私は別して力はありません。併し不正なことに對しては誰にも負けない怒りと、これを克服するための勇氣を十分に持ち合わしているつもりです。教組彈壓の前に、今こそ團結し、本當に目を開いて、正しい社會を建設するために闘わねばなりません。
世界の歷史の進展と共に婦人も亦このための歷史を作らねばなりません。私はこのために力一ぱい働きたいと考えます。(挨拶)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

選學公報

追加

公示中の昭和二十五年度日本教職員組合定時選擧候補者については昭和二十五年四月八日を以て審査公表したがその後締切期日（四月三日）投函消印ある正式書類を受理したので右の通り追加公報する。

昭和二十五年四月十一日

日本教職員組合選擧委員長　篠原忠男

1950. 4. 10

日本教職員組合
選・擧委員會
東京都千代田區神田
一ッ橋教育會館
（以印刷代謄寫）

選擧種別	書記長候補者			監査委員候補者		
候補者氏名	西村力彌			林末治		
	明治四二、一〇、二二生			明治三〇、三、三〇生		
	山形縣教組所屬			奈良縣教組所屬		
推薦組合名	東北地區協議會			近畿地區協議會		
略歷	山形縣師範學校卒業			奈良縣師範學校卒業		
	山形縣南村山郡本澤小學校			奈良縣王寺小學校校長		
	昭和二一、三、五	山形縣教員組合連合會幹事		昭和二一、一一	奈良教組副執行委員長	
	昭和二一、五、六	同	總務部長	昭和二一、一	全教協中央闘爭委員	
	昭和二一、一二、二二	全教協中央執行委員		昭和二二、	奈良縣教組監査委員	
	昭和二二、六、一〇	山形縣教員組合事務局次長		昭和二三、四		
	昭和二四、四、一	山形縣教員組合南村山郡支部長	兼情宣部長			
	昭和二五、一、二四	山形縣教員組合書記長（現）				

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

監査委員候補者	中央執行委員(大學高專部)候補者	
吉田喜三郎 明治三五、五、三一生 石川縣教組所屬	栃内信男 大正九、一一、二四生 北海道教組所屬	堀口慣一 明治一九、六、一七生 岐阜縣教組所屬
石川縣教職員組合		
石川師範專攻科卒業 金澤市立淺野町小學校校長 昭和二三、五　全官公給與委員會委員長 昭和二四、四　金澤市教組執行委員長 昭和二五、四　石川縣教職員組合執行委員長 (現)	札幌第二中學校夜間部卒業 北海道大學工學部雇員 昭和二二、一〇　北教組北大支部書記次長 昭和二三、一〇　同 昭和二四、七　北教組北大支部闘爭副委員長	東京帝大工學部卒業 岐阜縣立女子醫專教授 昭和二四、四　岐阜醫大豫科 岐阜女子醫專教職員組合副委員長 (現)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

決選

決選

	委員長	副委員長	書記長	
投票数	478	476	471	
有効	467	473	454	
無効	2	2	2	
白票	9	1	15	
	◎田中三郎 260	◎今井彰 318	◎魚谷忠太郎 345	
	成田克英 207	◎大西正道 271	安井典造 110	
		小松幹 171	共産党	
		鶴園信三 86		
		共産党 最下点		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

263
F

Report of Ehime Teacher Union Political Activity

13 April 1951
by Matsuura

Date of investigation: 9 April 1951

Place of investigation: Local Affairs Section of Ehime Prefecture Government Office

Organization of teacher union Political Society:

1. Date organized: 10 February 1951

2. Name of organization: Ehime Teacher Union

3. Officers: President - Mr. Kikutaro Watanabe
Age 42
(Chief of Ehime Board of Education)

Vice-president - Mr. Tomokiyo Kawai
Age 59
(Private school teacher)

Secretary - Mr. Nobuo Matsuda
Age 39
(Private school teacher)

Treasurer - Mr. Ren Izumi
Age 56
(private school teacher)

4. Member of organization:

a. Onsen-gun Teacher Political Reform Union (members 646)

b. Ochi-gun Teacher Political Reform Union (members 493)

c. Shuso-gun Teacher Union (member 493)

d. Uma-gun Teacher Union (member 640)

e. Kami-Ukena-gun Teacher Political Reform Union (members 43)

f. Iyo-gun Teacher Union League (members 544)

g. Kita-gun Teacher Union (members 771)

h. Nishi-Uwa-gun Teacher Political Reform Union (members 538)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

i. Nii-gun Teacher Union (members 428)

j. Higashi-Uwa-gun Teacher Political Reform Union (members 539)

k. Kita-Uwa-gun Teacher Union (members 699)

l. Minami-uwa-gun Teacher Political Reform Union (members 499)

m. Matsuyama City Teacher Union (members 745)

n. Imabari City Teacher Political Reform Union (members 396)

o. Uwajima City Teacher Political Reform Union (members 270)

p. Yawatahama-city Teacher Political Reform Union (members 172)

q. Niihama City Teacher Union (members 300)

r. Saijo City Teacher Union (members 226)

Total 18 local organizations members 8,896

Decision of counter-plan for the governer election.

Central executive committee of the teacher union held a conference on April 6, 1951. Local situation is as follows:

1. Yawatahama City, Nishi-uwa-gun, Shuso-gun teachers supported Mr. Sasaki.

2. Imabari City, Ochi-gun, Uma-gun, Niihama City teachers supported Mr. Hisamatsu.

3. The other city and gun teachers have not decided yet.

After discussion, the following decision was made by voting.

Support Mr. Hisamatsu (Social Party)	9
Opposition	5
White paper voting	1
Abstention from voting	2

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

Thus all teacher organized political organizations, but most of them can not electioneer during their working hour and in his own city, town or village. Because political activities of teacher were limited by Local Public Service Law. Therefore teacher political activities are very undertone in Ehime Prefecture, though the teacher union officers encourage their electioneering which are not done well.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

F456

Officer of the Ehime Prefecture Upper Secondary School Teachers' Union

Received November 1950

Chairman	Mr. Mitsuzo Senba
Vice chairman	Mr. Michitoshi Ochi
"	Mr. Shuhei Adachi
Chief secretary	Mr. (?) Sakae Kaida
Vice sedretary	Mr. Takeo Inagawa
"	Mr. Hajime Aono